

第27回中国ブロック発注者協議会幹事会

日 時: 令和6年6月28日(金)13:30～15:00

場 所: 中国地方整備局太田川河川事務所
(1階会議室)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 出席者紹介

4. 議 事

(1) 「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について (報告)

(2) 令和5年度における目標達成度の公表について
3ヶ年(R3～R5)の取組指標に対する達成状況について

(3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する
法律の公布・施行について

(4) 中国ブロックにおける新たな指標に対する
令和6年度の取組方針について

(5) その他連絡事項

5. 閉 会

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に表示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月 9 日から施行する。
この要領は、平成23年 7月13日から施行する。
この要領は、平成24年 7月18日から施行する。
この要領は、平成25年 1月30日から施行する。
この要領は、平成25年 7月 9日から施行する。
この要領は、平成26年 7月14日から施行する。
この要領は、平成27年 9月 2日から施行する。
この要領は、平成28年 3月24日から施行する。
この要領は、平成29年 3月24日から施行する。
この要領は、平成30年 3月23日から施行する。
この要領は、令和元年 7月23日から施行する。
この要領は、令和 5年 6月16日から施行する。
この要領は、令和 6年 6月17日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局 管財部 広島国税局 総務部	管財部長 総務部次長	
会長	農林水産省	中国四国農政局 農村振興部	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部	総務企画部長	
会 長	国土交通省	中国地方整備局 中国地方整備局 中国地方整備局 中国運輸局 総務部 大阪航空局 空港部	局 長 副局長 副局長 総務部長 空港部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部 経理補給部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局 調達部	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部 県土整備部	部長 部長	
	島根県	農林水産部 土木部	部長 部長	
	岡山県	農林水産部 土木部	部長 部長	
	広島県	農林水産局 土木建築局	局長 局長	
	山口県	農林水産部 土木建築部	部長 部長	
	岡山市	都市整備局	局長	
	広島市	都市整備局	局長	
	鳥取市	総務部 都市整備部	部長 部長	
	松江市	都市整備部	部長	
	倉敷市	総務部 土木部	部長 部長	
	三原市	財務部	部長	
	山口市	総務部 都市整備部	部長 部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	部長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長	
	広島高速道路公社		理 事	
	日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	所 長	
事務局	国土交通省	中国地方整備局 総務部 中国地方整備局 企画部	総務部長 企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局 総務監察・広域調整部	会計課長	
	財務省	中国財務局 管財部	統括国有財産管理官	
		広島国税局 総務部	営繕監理官	
	農林水産省	中国四国農政局 農村振興部	設計課長	
幹 事 長	林野庁	近畿中国森林管理局 総務企画部	経理課長	
		近畿中国森林管理局 計画保全部	治山課長	
	国土交通省	中国地方整備局 企画部	企画部長 技術調整管理官 技術開発調整官	
		中国地方整備局 総務部	契約管理官	
		中国地方整備局 建政部	建設産業調整官	
		中国地方整備局 港湾空港部	事業計画官	
		中国地方整備局 営繕部	営繕品質管理官	
		中国地方整備局	各県代表事務所長	各県
		中国運輸局 総務部	会計課長	
		大阪航空局	技術管理官	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部 経理補給部	経理課長	
	環境省	中国四国地方環境事務所 自然環境整備課	自然環境整備課長	
	防衛省	中国四国防衛局 調達部	調達計画課長	
	広島高等裁判所	会計課	首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部 農業振興局 農地・水保全課	参事監兼課長	
		県土整備部	技術企画課長	
	島根県	農林水産部	農村整備課長	
		土木部	技術管理課長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部参与	
		土木部	技術管理課長	
	広島県	農林水産局	農林整備管理課長	
		土木建築局 技術企画課	技術管理担当監	
	山口県	農林水産部	農村整備課長	
		土木建築部	技術管理課長	
	岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長	
			監理検査課長	
	広島市	都市整備局	技術管理課長	
	鳥取市	総務部	検査契約課長	
		都市整備部	次長	
	松江市	財政部	契約検査課長	
			建設工事監理室長	
	倉敷市	総務部	工事検査課長	
	三原市	財務部	契約課長	

	山口市	総務部	契約監理課長	
		都市整備部	道路建設課長	
			建築課長	
	西日本高速道路(株)	中国支社 建設・改築事業部	技術管理担当課長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター 総務課	マネージャー	
		人形峠環境技術センター 施設管理課	課長	
事務局	広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長	
	日本下水道事業団	中国・四国総合事務所 プロジェクトマネジメント室	室長	
	国土交通省	中国地方整備局		

第27回 中国ブロック発注者協議会幹事会

日時：令和 6 年6月28日（金）13:30～15:00

機 関 名		参加形式	出 席 者
警察庁 中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部会計課長	会場	管財営繕補佐 宮永 由紀子（代理出席）
財務省 中国財務局	管財部 統括国有財産管理官	会場	上席国有財産管理官 藤本 光二（代理出席）
財務省 広島国税局	営繕監理官	会場	総務部会計課長補佐 東 則男（代理出席）
農林水産省 中国四国農政局	農村振興部 設計課長	WEB	技術審査官 小林 孝（代理出席）
林野庁 近畿中国森林管理局	経理課長	WEB	経理課長 筒井 尚
	治山課長	WEB	治山課長 中井 泰亮
中国地方整備局 企画部	企画部長	会場	企画部長 津森 貴行
	技術調整管理官	会場	技術調整管理官 前田 文雄
	技術開発調整官	会場	技術開発調整官 濱田 晴彦
中国地方整備局 総務部	契約管理官	会場	契約管理官 安部 隆司
中国地方整備局 建政部	建設産業調整官	会場	建設産業調整官 原田 明典
中国地方整備局 港湾空港部	港湾空港部 事業計画官	会場	事業計画官 池田 朋広
中国地方整備局 営繕部	営繕品質管理官	会場	営繕品質管理官 梶 徹三
中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所長	WEB	事務所長 真田 勝太郎
中国地方整備局 出雲河川事務所	出雲河川事務所長	WEB	事務所長 児子 真也
中国地方整備局 岡山国道事務所	岡山国道事務所長	会場	事務所長 樋口 恒一郎
中国地方整備局 太田川河川事務所	太田川河川事務所長	会場	事務所長 高畑 栄治
中国地方整備局 山口河川国道事務所	山口河川国道事務所長	WEB	事務所長 田村 桂一
国土交通省 中国運輸局	総務部会計課長	会場	会計課長 北川 珠実
国土交通省 大阪航空局	技術管理官	WEB	技術管理官 嘉数 高男
海上保安庁 第六管区海上保安本部	経理補給部経理課長	会場	経理課長 松岡 秀和
環境省 中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長	WEB	自然環境整備課課長補佐 似田貝 諭（代理出席）
防衛省 中国四国防衛局	調達部 調達計画課長	会場	調達計画課長 柳元 章宏
広島高等裁判所	オブザーバー参加	欠席	
鳥取県	農林水産部 農業振興監 農地・水保全課長	WEB	課長補佐 川内 大輔（代理出席）
	県土整備部 県土整備部参事監 技術企画課長		技術企画課 課長補佐 岡 秀樹（代理出席）
島根県	農林水産部 農村整備課長	WEB	技術管理課公共事業調整スタッフ調整監 中島 敬（代理出席）
	土木部 技術管理課長		
岡山県	土木部 技術管理課長	WEB	土木部 技術管理課長 守屋 正義
	農林水産部 参与		農林水産部 参与 飯塚 知治
広島県	農林水産局 農林整備管理課長	会場	農林整備管理課長 池田 浩之
	土木建築局 技術管理担当監	会場	技術管理担当監 山口 純
山口県	農林水産部 農村整備課長	WEB	農村整備課長 佃 照久
	土木建築部 技術管理課長		技術管理課 工藤 展照
岡山市	財政局財務部 工事契約担当課長	会場	契約課工事契約担当課長 佐守 国安
	財政局財務部 監理検査課長	会場	監理検査課長 田村 隆洋
広島市	都市整備局 技術管理課長	会場	技術管理課長 濱本 誠淑
鳥取市	都市整備部 次長	WEB	次長 河田 耕一
	総務部 検査契約課長		課長 河上 昌輝
松江市	財政部 契約検査課長	WEB	課長 松浦 真也
	財政部 建設工事監理室長		建設工事監理室長 高梨 寿夫
倉敷市	総務部 工事検査課長	WEB	総務部 工事検査課長 有安 裕文
三原市	財務部 契約課長	WEB	課長 歌谷 義昭
山口市	総務部 契約監理課長	WEB	課長 柿並 剛
	都市整備部 道路建設課長		課長 田中 秀実
	都市整備部 建築課長		課長 平井 健
西日本高速道路(株) 中国支社	技術管理担当課長	会場	建設・改築事業部 技術管理担当課長 平山 賢太郎
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	副所長	WEB	しまなみ尾道管理センター 副所長 熊井 貴弘
日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	総務課マネージャー	WEB	総務課 マネージャー 吉田 博
	施設管理課長		施設管理課 課長 筒江 純
広島高速道路公社	企画調査部 技術管理課長	WEB	企画調査部技術管理課長 吉川 克明
日本下水道事業団	プロジェクトマネジメント室長	WEB	プロジェクトマネジメント室長 植村 慎

令和5年度における目標達成度の公表について



運用指針に基づく指標設定(R3～R5)

◆中国ブロック発注者協議会の目標7項目 (H30～R2)

前回(H27～29)の目標項目のうち、達成度が低い項目及び全国統一指標を取り込んだ目標

- ① 原則一般競争入札とする
- ② 予定価格については原則として事後公表とする
- ③ 総合評価落札方式の適切な活用を図る
- ④ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う
- ⑤ 適正な予定価格の設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 施工時期等の平準化



◆品確法運用指針の全国統一指標

各発注機関が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、体系的にとりまとめた指標(R2.1.30改定)

工事		測量、調査及び設計【新】	
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定		① 予定価格の適正な設定
	② 歩切りの根拠		② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等		③ 履行期間の平準化
	④ 施工時期の平準化【新】		④ 適正な履行期間の設定
	⑤ 適正な工期設定【新】		⑤ 適切な設計変更
	⑥ 適切な設計変更		⑥ 発注者間の連携体制の構築
	⑦ 発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上【新】		① ICTを活用した生産性向上
	② 入札契約方式の選択・活用		② 入札契約方式の選択・活用
	③ 総合評価落札方式の改善【新】		③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
	④ 見積りの活用		④ 履行状況の確認
	⑤ 余裕期間制度の活用		⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】		
	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化		
災害対応	① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用		
	② 現地の状況等を踏まえた積算の導入		
	③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携		



3ヶ年(R3～R5)の指標

新しい運用指針を実現するため、これまで定めた目標のうち、達成度の低い項目などを考慮し、「**全国統一指標**」から5項目、「**地域独自指標**」を4項目を設定し、令和3年度から指標9項目の実現を目指してきたところ

- ① 地域平準化率(施工時期の平準化)
- ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- ④ 予定価格の事後公表の実施状況
- ⑤ 入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

- ⑥ 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況
- ⑦ 地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況
- ⑨ ウィークリースタンスの実施状況

※①～⑥:工事、⑦～⑨:業務

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- ・相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
- ・働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- ・i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務 ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 ・適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 ・情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞ ○現場の処遇改善 ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(R2実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

中国ブロック独自指標設定の考え方(工事)

- 1)「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定。
- 2)令和元年度の指標7項目のうち達成度の低いものについて考慮。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ⇒ ○令和元年度に「予定価格の適正な設定」については、概ね達成しており、指標として設定しない
- ⇒ ○平成29年度に「歩切は行わない」については、達成しており、指標として設定しない
- ⇒ ○全国指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み
○令和元年度の達成率が低い「予定価格については原則事後公表とする」については、地域独自指標として加える
- ⇒ ○全国指標として、「地域平準化率」で設定済み
- ⇒ ○全国指標として、「週休2日対象工事の実施状況」で設定済み
- ⇒ ○令和元年度に「適切な設計変更」については、概ね達成しており指標として設定しない
- ⇒ ○発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない
- ⇒ ○令和元年度の達成率が低い「原則一般競争とする」については、地域独自指標として加える。
- ⇒ ○令和元年度の達成度が低い「総合評価落札方式の適切な活用を図る」については、地域独自指標として加える
- ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない
- ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない
- ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定。

必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	指標として設定しない
	② 歩切りの根絶	指標として設定しない
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国統一指標として設定済み 地域独自指標として加える
	④ 施工時期の平準化	全国統一指標として設定済み
	⑤ 適正な工期設定	全国統一指標として設定済み
	⑥ 適切な設計変更	指標として設定しない
	⑦ 発注者間の連携体制の構築	指標として設定しない
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	指標として設定しない
	② 入札契約方式の選択・活用	地域独自指標として加える(2項目)
	③ 総合評価落札方式の改善	指標として設定しない
	④ 見積りの活用	指標として設定しない
	⑤ 余裕期間制度の活用	指標として設定しない
	⑥ 工事中の施工状況の確認	指標として設定しない
	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	指標として設定しない



中国ブロック独自指標

工事においては、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」及び令和元年度の指標の達成度が低い項目を考慮し、以下の3項目について指標として設定。

- 予定価格の事後公表の実施状況（必ず実施すべき事項③）
- 入札契約制度（一般競争入札）の基準の設定状況（実施に努める事項②）
- 入札契約制度（総合評価落札方式）の基準の設定状況（実施に努める事項②）

中国ブロック独自指標設定の考え方（業務）

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定。
- 2) 働き方改革の推進を図るための取り組みを優先に設定。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
 - ⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「予定価格の適正な設定」の工事同様に概ね達成しており指標として設定しない
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ⇒ ○全国統一指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み
- ③ 履行期間の平準化
 - ⇒ ○全国統一指標として、「地域平準化率」で設定済み
- ④ 適正な履行期間の設定
 - ⇒ ○適正な履行期間の設定を行う前提条件として平準化に取り組む。
- ⑤ 適切な設計変更
 - ⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「適切な設計変更」で工事同様に達成しており、指標として設定しない
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築
 - ⇒ ○発注者協議会にて構築済み

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
 - ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない
- ② 入札契約方式の選択・活用
 - ⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
 - ⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない
- ④ 履行状況の確認
 - ⇒ ○ウィークリースタンスの実施を推進するため、指標として設定する。
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
 - ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定。

必ず実施すべき
事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
全国統一指標として設定済み
全国統一指標として設定済み
指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない

実施に努める
事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない
地域独自指標として加える
指標として設定しない



中国ブロック独自指標

業務においては、運用指針の中で「実施に努める事項」の④履行状況の確認から、以下のとおり設定。

■ ウィークリースタンスの実施状況（実施に努める事項④）

■工事においては、全国統一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

- ①地域平準化率(施工時期の平準化)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(R4年度より市町村も対象)
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ④予定価格の事後公表の実施状況
- ⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況
- ⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国統一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

- ⑦地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ⑨ウィークリースタンスの実施状況

令和5年度の目標達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

		■工事												■測量、調査及び設計(業務)					
		(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)						(全国統一指標)			(中国ブロック独自指標)		
		指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨	
		地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)		予定価格の事後公表の実施 状況		入札契約制度(一般競争入 札)の基準の設定状況		入札契約制度(総合評価落札 方式)の基準の設定状況		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)		ウィークリスタンスの実施状 況	
R3年度		実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	R3目標値	達成率	R3目標値	達成率	R3目標値	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	R3目標値
	国等	0.87	0.875	0.91	1.00	0.94	1.00	100%	100%	100%	100%	88%	100%	0.50	0.45	0.92	1.00	53%	100%
	鳥取県	0.71	0.85	0.68		0.92		65%		50%		50%		0.44		1.00		50%	
	島根県	0.73	0.8	0.61		0.90		40%		95%		60%		0.46		0.99		25%	
	岡山県	0.69	0.75	0.81		0.98		68%		82%		68%		0.49		1.00		18%	
	広島県	0.81	0.8	0.56		0.99		63%		83%		92%		0.44		1.00		21%	
	山口県	0.74	0.85	0.54		0.96		95%		80%		90%		0.48		0.47		15%	
	全体	0.76	—	0.68		0.96		71%		81%		74%		0.47		0.90		29%	
R4年度		実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	R4目標値	達成率	R4目標値	達成率	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	R4目標値
	国等	0.89	0.9	0.90	1.00	0.94	1.00	93%	100%	80%	100%	80%	100%	0.47	0.42	0.82	1.00	53%	100%
	鳥取県	0.80	0.875	0.41		0.90		75%		55%		55%		0.42		0.82		40%	
	島根県	0.72	0.85	0.54		0.91		40%		95%		55%		0.47		0.78		40%	
	岡山県	0.73	0.8	0.56		1.00		75%		79%		71%		0.45		0.94		21%	
	広島県	0.75	0.85	0.47		1.00		54%		79%		92%		0.43		0.95		17%	
	山口県	0.72	0.875	0.45		0.98		90%		80%		90%		0.45		0.48		35%	
	全体	0.75	—	0.52		0.97		70%		83%		74%		0.45		0.82		32%	
R5年度		実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	達成率	R5目標値	達成率	R5目標値	達成率	R5目標値	実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	達成率	R5目標値
	国等	0.86	0.90	0.92	1.00	0.96	1.00	94%	100%	82%	100%	82%	100%	0.47	0.40	0.93	1.00	47%	100%
	鳥取県	0.70		0.63		0.93		70%		60%		60%		0.47		0.87		45%	
	島根県	0.74		0.82		0.89		35%		90%		70%		0.49		0.81		50%	
	岡山県	0.68		0.66		1.00		71%		86%		71%		0.46		0.93		29%	
	広島県	0.77		0.42		1.00		58%		83%		96%		0.46		0.99		17%	
	山口県	0.70		0.57		0.98		90%		80%		90%		0.45		0.47		75%	
	全体	0.74		0.62		0.97		69%		86%		78%		0.47		0.84		42%	

※1:○／○は、達成機関数／全体機関数 を示す
※2:国等には、特殊法人等を含む
※3:各県には、全県内市町村を含む

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[鳥取県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R5）

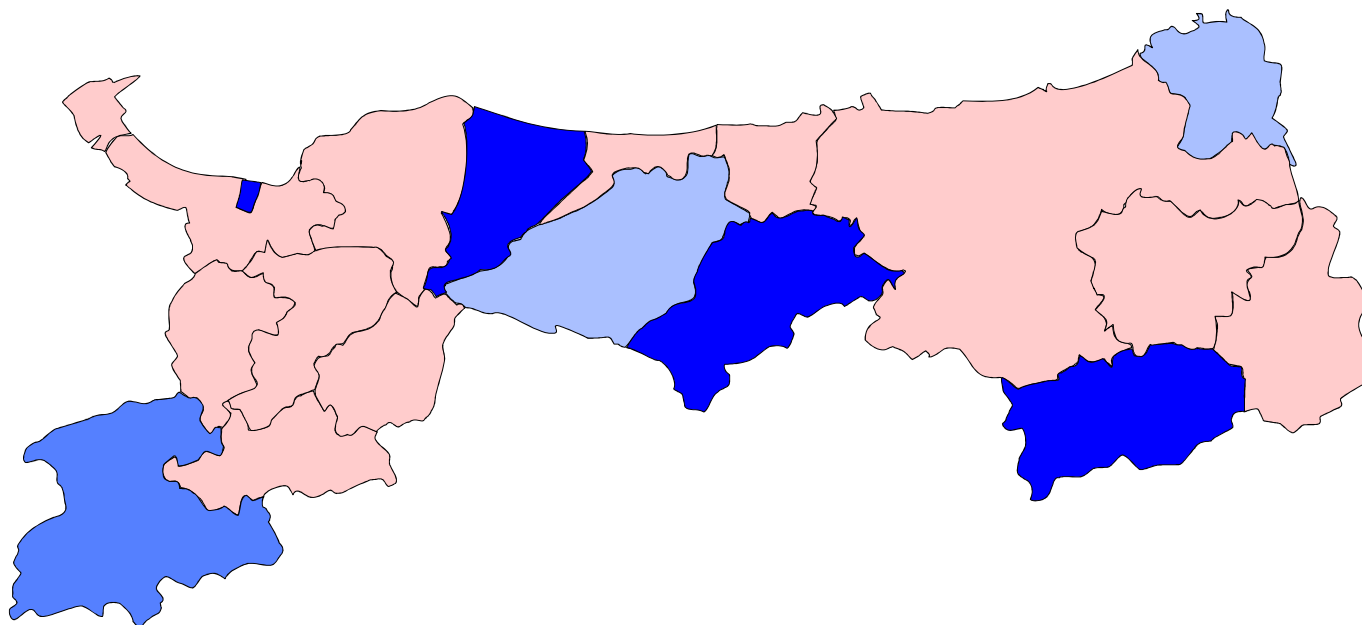
凡例(地域平準化率)

0.8以上

0.7以上～0.8未満

0.6以上～0.7未満

0.6未満



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	地域平準化率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
鳥取県	0.77	0.83	0.78	0.90
鳥取市	0.61	0.66	0.56	
米子市	0.55	0.79	0.58	
倉吉市	0.70	0.79	0.62	
境港市	0.66	0.51	0.47	
岩美町	0.20	0.12	0.61	
若桜町	0.66	0.97	0.26	
智頭町	0.89	1.14	0.80	
八頭町	0.39	0.68	0.52	
三朝町	0.60	0.74	0.97	
湯梨浜町	0.81	1.20	0.45	
琴浦町	0.93	1.03	0.88	
北栄町	0.59	0.83	0.54	
日吉津村	0.63	1.05	0.80	
大山町	0.36	0.51	0.56	
南部町	0.45	0.77	0.33	
伯耆町	0.46	0.50	0.58	
日南町	0.73	1.00	0.72	
日野町	1.89	1.33	0.00	
江府町	0.61	0.17	0.59	
鳥取県域	0.71	0.80	0.70	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[島根県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

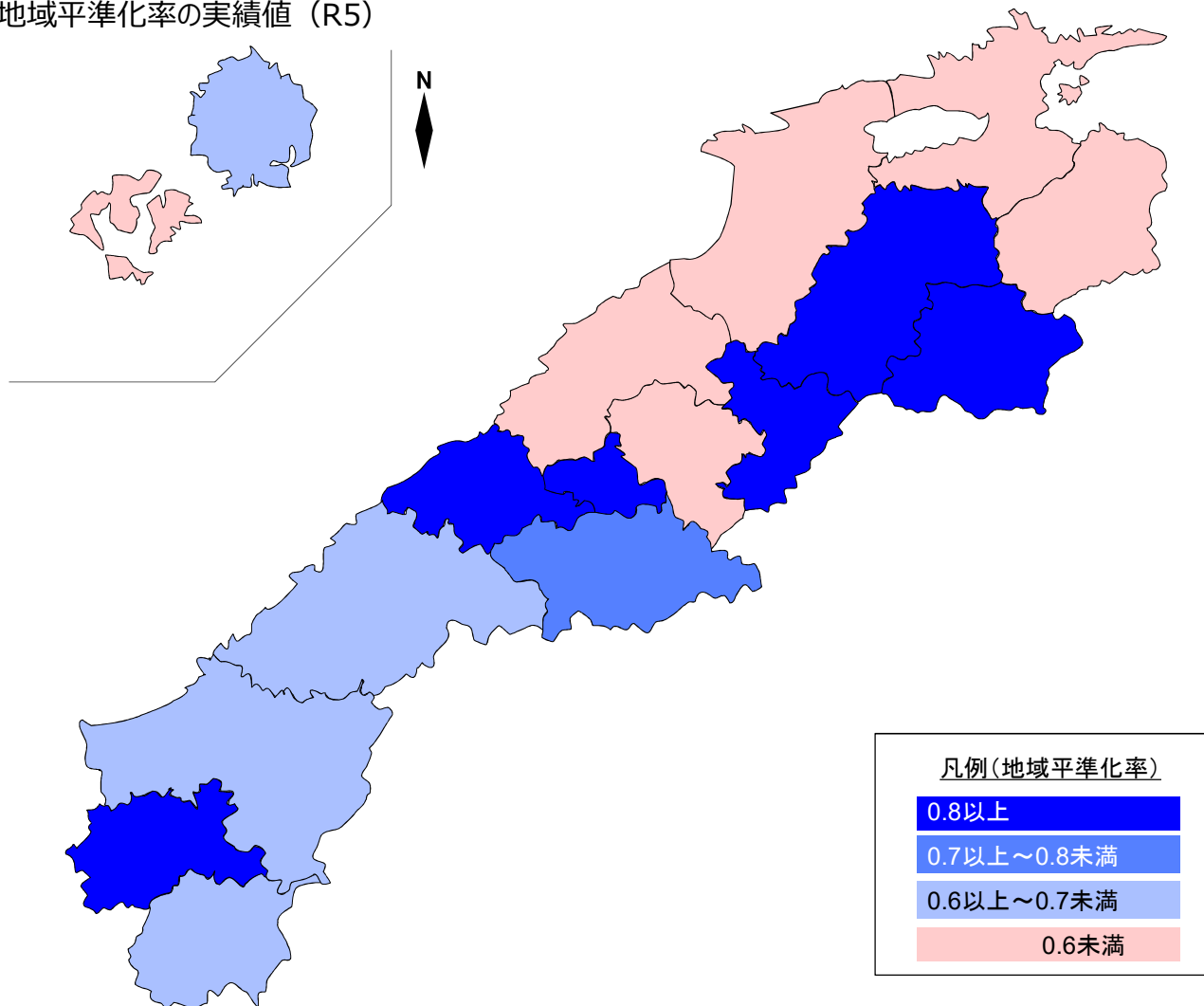
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	地域平準化率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
島根県	0.83	0.79	0.84	0.90
松江市	0.44	0.52	0.56	
浜田市	0.54	0.75	0.64	
出雲市	0.50	0.55	0.55	
益田市	0.79	0.67	0.64	
大田市	0.70	0.72	0.48	
安来市	0.62	0.71	0.50	
江津市	0.84	0.70	0.80	
雲南市	0.62	0.70	0.84	
奥出雲町	0.59	0.91	0.88	
飯南町	0.68	0.82	0.90	
川本町	0.44	0.60	0.95	
美郷町	0.56	0.74	0.55	
邑南町	0.96	0.68	0.75	
津和野町	1.02	0.96	1.00	
吉賀町	0.81	0.55	0.69	
海士町	1.43	0.89	0.36	
西ノ島町	0.38	0.61	0.36	
知夫村	0.74	0.00	0.40	
隠岐の島町	0.61	0.61	0.66	
島根県域	0.73	0.72	0.74	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[岡山県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R5）

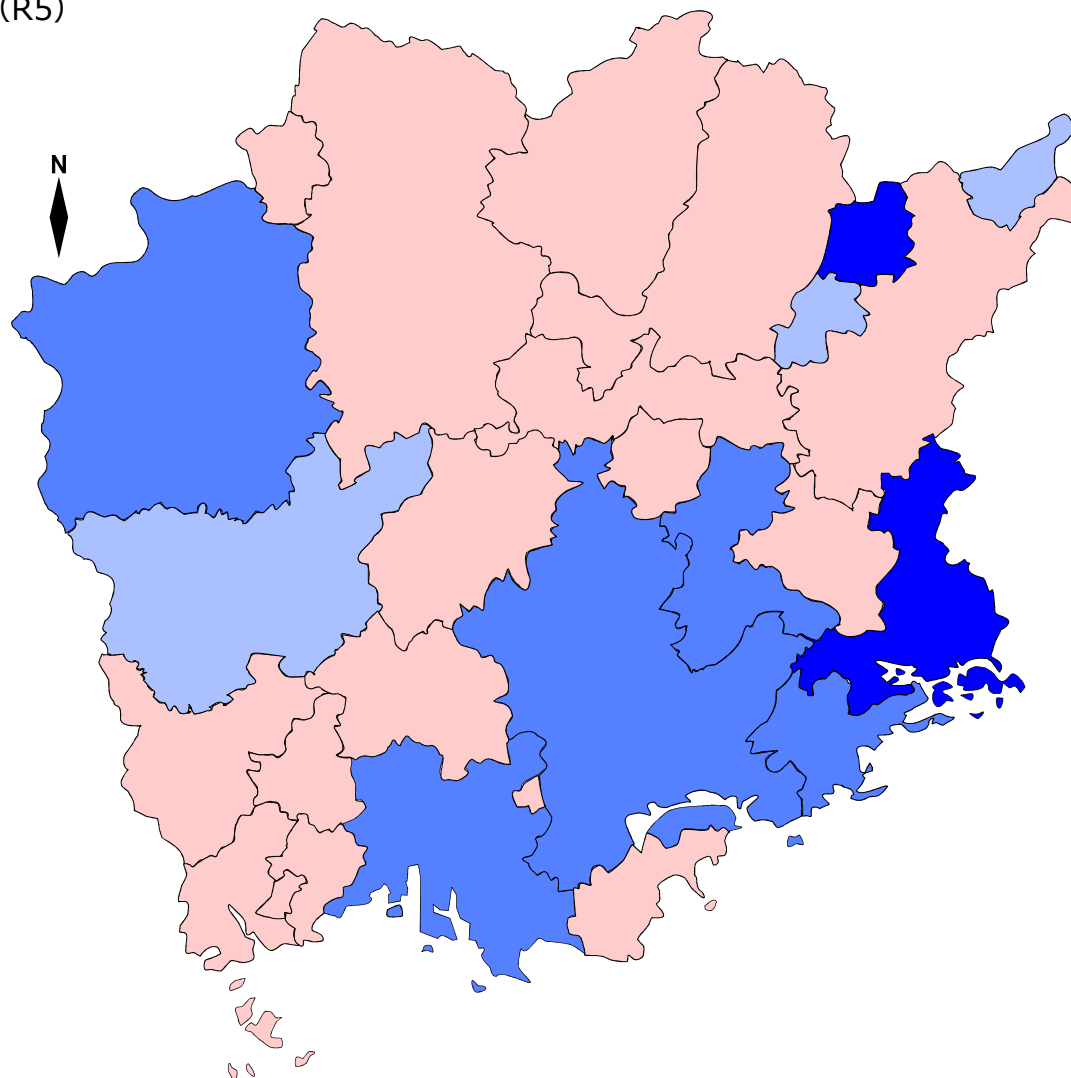
凡例(地域平準化率)

0.8以上

0.7以上～0.8未満

0.6以上～0.7未満

0.6未満



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	地域平準化率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
岡山県	0.72	0.79	0.75	0.90
岡山市	0.71	0.72	0.71	
倉敷市	0.77	0.79	0.73	
津山市	0.63	0.57	0.46	
玉野市	0.47	0.57	0.58	
笠岡市	0.37	0.34	0.58	
井原市	0.88	0.70	0.43	
総社市	0.73	0.46	0.59	
高梁市	0.80	0.66	0.63	
新見市	0.74	0.75	0.72	
備前市	0.45	1.41	0.87	
瀬戸内市	0.57	0.83	0.71	
赤磐市	0.65	0.50	0.70	
真庭市	0.65	0.53	0.55	
美作市	0.47	0.36	0.41	
浅口市	0.74	0.81	0.52	
和気町	0.59	0.28	0.35	
早島町	0.32	0.79	0.57	
里庄町	0.81	0.67	0.46	
矢掛町	0.67	0.79	0.54	
新庄村	0.52	0.53	0.00	
鏡野町	0.26	0.51	0.43	
勝央町	0.38	0.90	0.61	
奈義町	0.59	0.66	0.92	
西粟倉村	0.33	1.55	0.67	
久米南町	0.07	0.37	0.47	
美咲町	0.59	0.63	0.59	
吉備中央町	0.79	0.32	0.46	
岡山県域	0.69	0.73	0.68	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[広島県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R5）

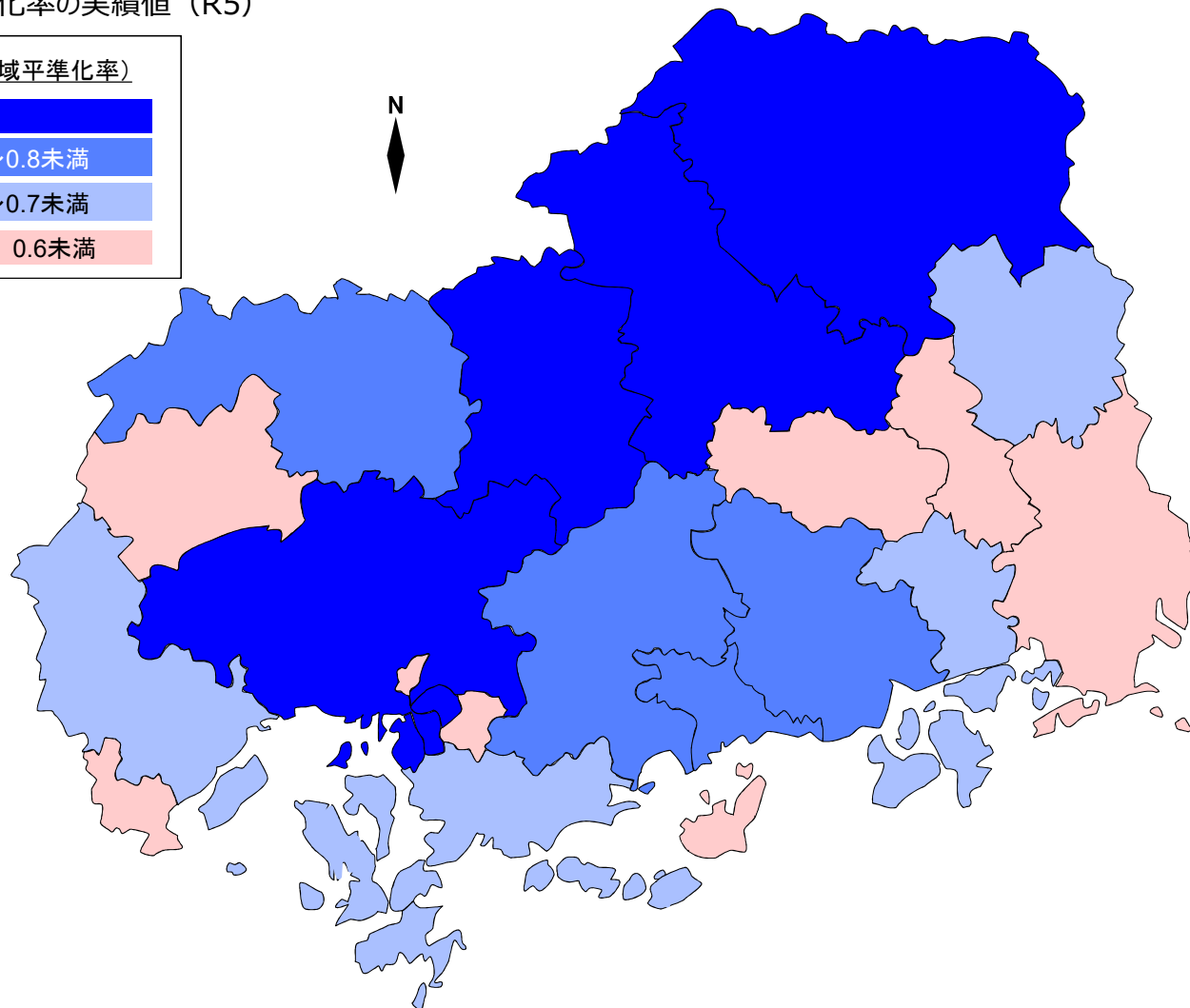
凡例（地域平準化率）

0.8以上

0.7以上～0.8未満

0.6以上～0.7未満

0.6未満



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	地域平準化率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
広島県	0.90	0.83	0.86	0.90
広島市	0.86	0.86	0.84	
三原市	0.86	0.68	0.61	
呉市	0.69	0.67	0.66	
竹原市	0.91	0.81	0.72	
尾道市	0.71	0.69	0.62	
福山市	0.66	0.57	0.59	
府中市	0.81	0.73	0.70	
三次市	0.80	0.78	0.80	
庄原市	0.69	0.62	0.83	
大竹市	0.75	0.62	0.56	
東広島市	0.78	0.83	0.75	
廿日市市	0.53	0.48	0.61	
安芸高田市	0.54	0.60	0.91	
江田島市	0.75	0.60	0.62	
府中町	0.64	0.52	0.50	
海田町	0.59	0.82	0.89	
熊野町	0.58	0.60	0.45	
坂町	0.94	0.89	1.17	
安芸太田町	0.85	0.44	0.54	
北広島町	0.76	0.58	0.77	
大崎上島町	0.65	0.89	0.47	
世羅町	0.65	0.79	0.59	
神石高原町	0.89	0.69	0.68	
広島県域	0.81	0.75	0.77	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[山口県域]

$$\text{地域平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事

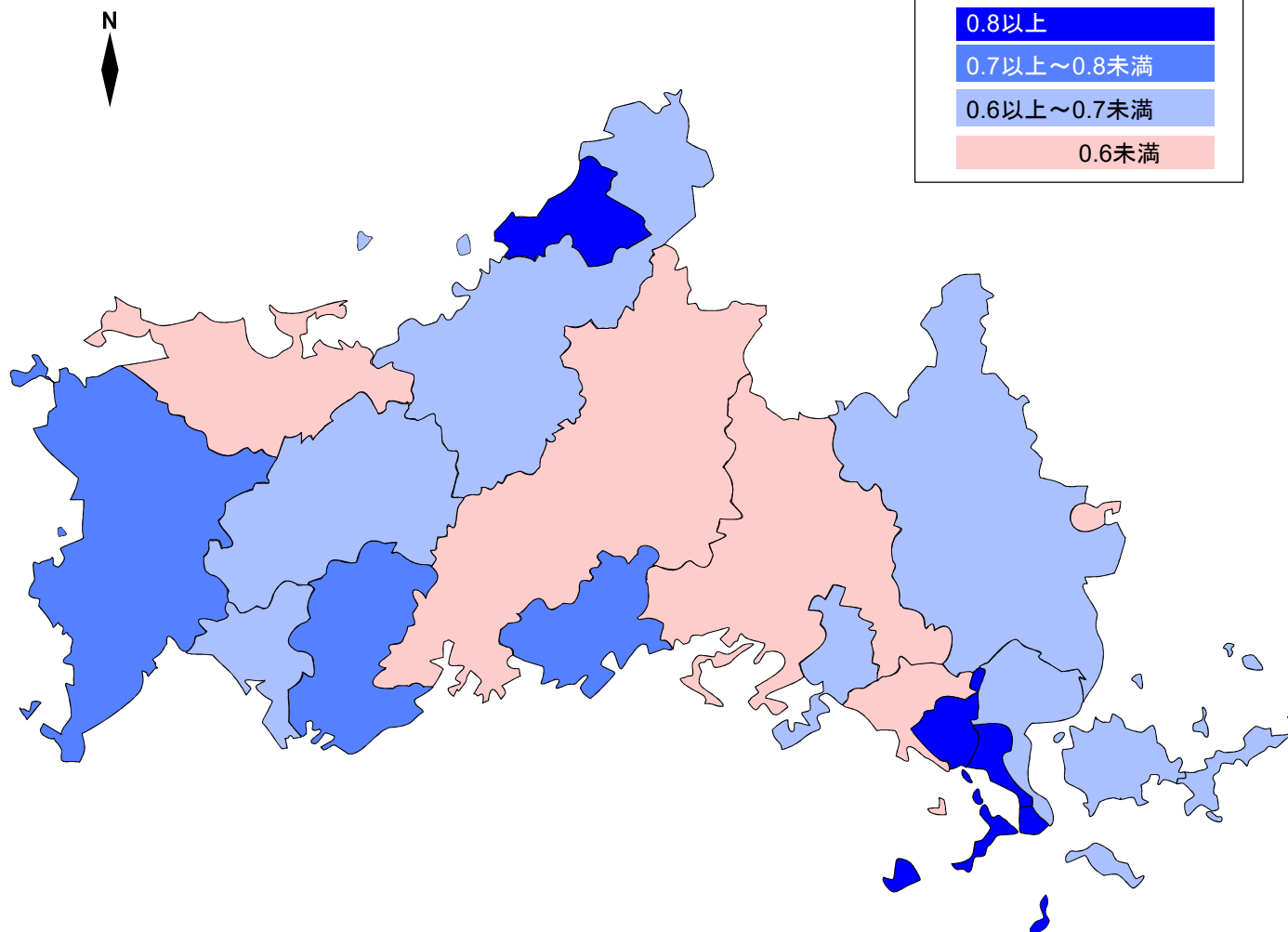
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	地域平準化率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
山口県	0.78	0.83	0.78	0.90
山口市	0.68	0.62	0.54	
下関市	0.65	0.59	0.71	
宇部市	0.91	0.58	0.70	
萩市	0.63	0.79	0.69	
防府市	0.63	0.68	0.71	
下松市	0.72	0.52	0.71	
岩国市	0.71	0.63	0.61	
光市	0.47	0.65	0.43	
長門市	0.51	0.42	0.46	
柳井市	0.94	0.86	0.65	
美祢市	0.48	0.57	0.64	
周南市	0.49	0.37	0.40	
山陽小野田市	0.73	0.51	0.63	
周防大島町	0.63	0.53	0.67	
和木町	0.59	0.31	0.37	
上関町	0.69	0.48	0.91	
田布施町	0.83	0.53	0.84	
平生町	0.85	1.02	0.93	
阿武町	0.42	0.65	1.10	
山口県域	0.74	0.72	0.70	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[鳥取県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R5)

凡例(週休2日対象工事率)

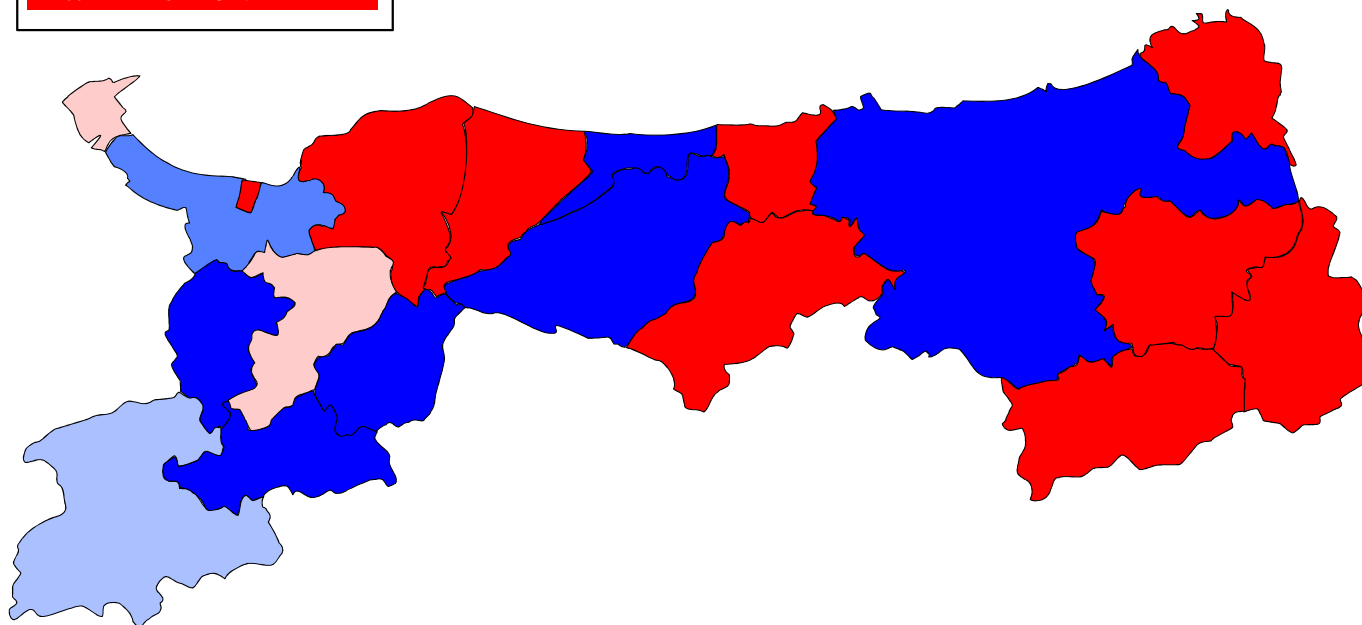
週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.01～0.2

週休2日対象工事率0.0



■実績値(R3・R4・R5)と目標値(R6)

市町村	週休2日対象工事率			
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
鳥取県	0.68	1.00	1.00	1.00
鳥取市		1.00	1.00	
米子市		0.52	0.60	
倉吉市		0.00	1.00	
境港市		0.00	0.01	
岩美町		0.00	0.00	
若桜町		0.00	0.00	
智頭町		0.00	0.00	
八頭町		0.00	0.00	
三朝町		0.00	0.00	
湯梨浜町		0.00	0.00	
琴浦町		0.00	0.00	
北栄町		1.00	1.00	
日吉津村		0.00	0.00	
大山町		0.00	0.00	
南部町		1.00	1.00	
伯耆町		0.00	0.02	
日南町		0.39	0.46	
日野町		0.00	1.00	
江府町		1.00	1.00	
鳥取県域	0.68	0.41	0.63	

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$

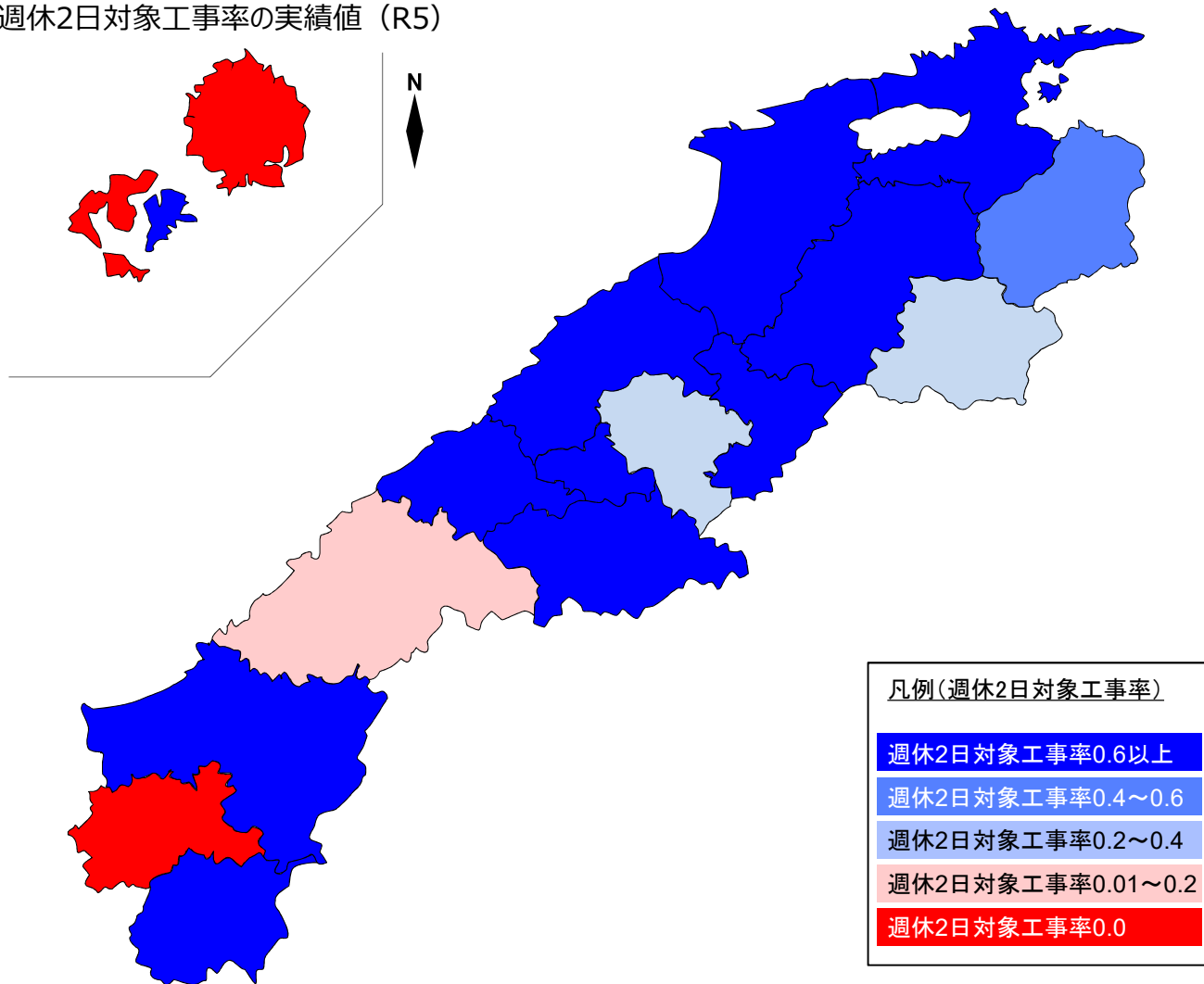
対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義（全工事件数）から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

■週休2日対象工事率の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	週休2日対象工事率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
島根県	0.61	1.00	1.00	1.00
松江市		0.58	1.00	
浜田市		0.00	0.03	
出雲市		0.01	1.00	
益田市		0.37	1.00	
大田市		0.49	0.76	
安来市		0.49	0.44	
江津市		0.00	0.80	
雲南市		0.52	1.00	
奥出雲町		0.33	0.39	
飯南町		1.00	1.00	
川本町		0.00	0.63	
美郷町		0.00	0.32	
邑南町		1.00	1.00	
津和野町		0.00	0.00	
吉賀町		0.38	1.00	
海士町		0.00	0.75	
西ノ島町		0.00	0.00	
知夫村		0.00	0.00	
隠岐の島町		0.00	0.00	
島根県域	0.61	0.54	0.82	

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事（全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの）のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義（全工事件数）から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。

■週休2日対象工事率の実績値（R5）

凡例(週休2日対象工事率)

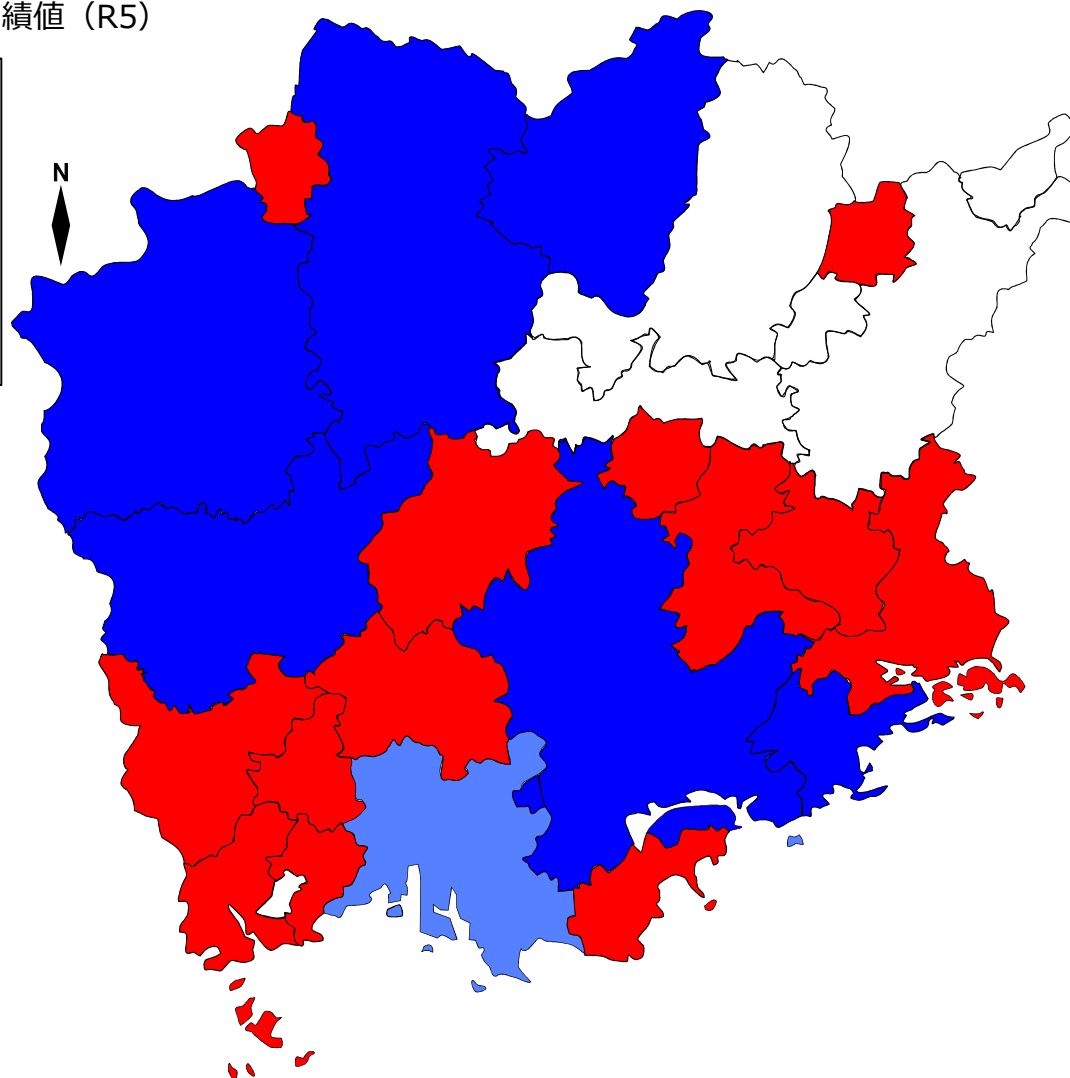
週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.01～0.2

週休2日対象工事率0.0



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	週休2日対象工事率			
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
岡山県	0.87	1.00	1.00	1.00
岡山市	0.55	1.00	1.00	
倉敷市		0.62	0.57	
津山市		0.00	—	
玉野市		0.00	0.00	
笠岡市		0.00	0.00	
井原市		0.00	0.00	
総社市		0.00	0.00	
高梁市		0.00	0.68	
新見市		0.00	1.00	
備前市		0.00	0.00	
瀬戸内市		1.00	1.00	
赤磐市		0.00	0.00	
真庭市		0.00	0.60	
美作市		0.00	—	
浅口市		0.00	0.00	
和気町		0.00	0.00	
早島町		0.73	0.84	
里庄町		0.00	—	
矢掛町		0.00	0.00	
新庄村		0.00	0.00	
鏡野町		1.00	1.00	
勝央町		0.00	—	
奈義町		1.00	0.00	
西粟倉村		0.00	—	
久米南町		0.00	0.00	
美咲町		0.00	—	
吉備中央町		1.00	0.00	
岡山県域	0.81	0.56	0.66	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[広島県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R5)

凡例(週休2日対象工事率)

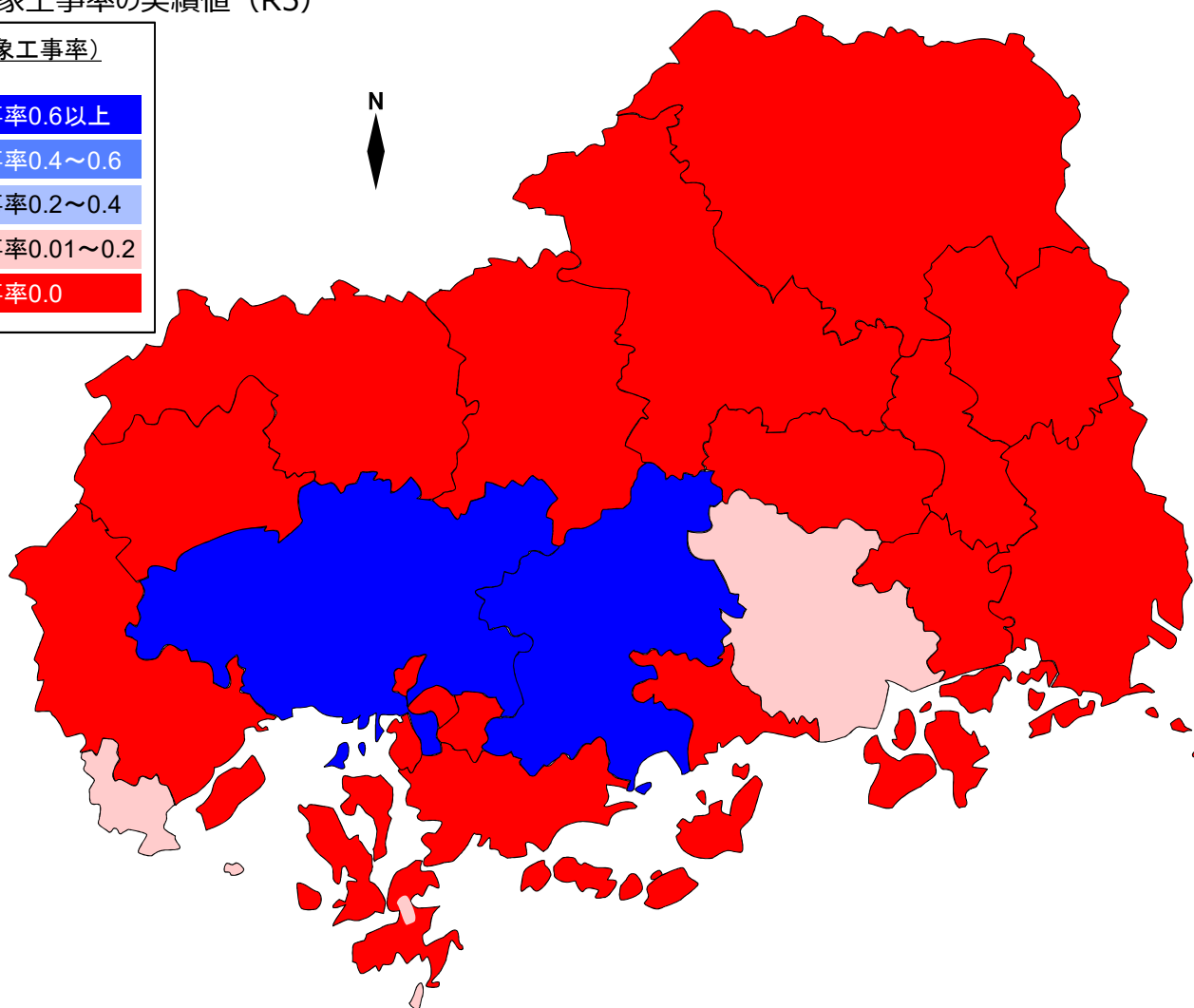
週休2日対象工事率0.6以上

週休2日対象工事率0.4～0.6

週休2日対象工事率0.2～0.4

週休2日対象工事率0.01～0.2

週休2日対象工事率0.0



■実績値(R3・R4・R5)と目標値(R6)

市町村	週休2日対象工事率			
	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
広島県	0.63	1.00	1.00	1.00
広島市	0.44	0.86	1.00	
三原市		0.00	0.11	
呉市		0.00	0.00	
竹原市		0.00	0.00	
尾道市		0.00	0.00	
福山市		0.00	0.00	
府中市		0.00	0.00	
三次市		0.00	0.00	
庄原市		0.00	0.00	
大竹市		0.00	0.01	
東広島市		0.00	1.00	
廿日市市		0.00	0.00	
安芸高田市		0.00	0.00	
江田島市		0.00	0.00	
府中町		0.00	0.00	
海田町		0.00	0.00	
熊野町		0.00	0.00	
坂町		0.00	0.00	
安芸太田町		0.00	0.00	
北広島町		0.00	0.00	
大崎上島町		0.00	0.00	
世羅町		0.00	0.00	
神石高原町		0.00	0.00	
広島県域	0.56	0.47	0.42	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[山口県域]

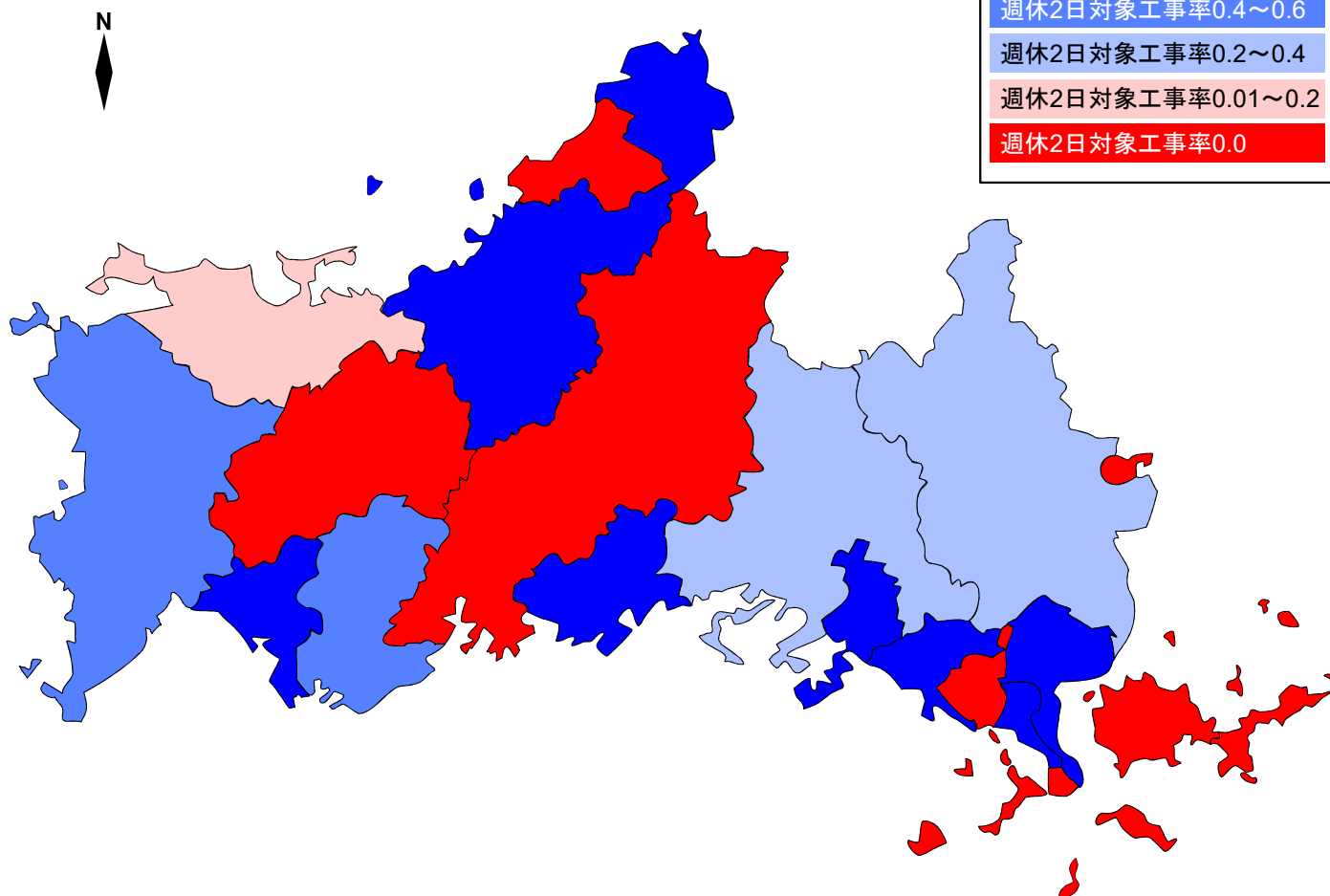
週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。なお以前の定義(全工事件数)から見直しを行っている。

週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事率の実績値(R5)



凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上
週休2日対象工事率0.4～0.6
週休2日対象工事率0.2～0.4
週休2日対象工事率0.01～0.2
週休2日対象工事率0.0

■実績値(R3・R4・R5)と目標値(R6)

市町村	週休2日対象工事率			
	実績値(R3)	実績値(R4)	実績値(R5)	目標値(R6)
山口県	0.54	1.00	1.00	1.00
山口市		0.00	0.00	
下関市		0.04	0.59	
宇部市		0.20	0.52	
萩市		0.00	1.00	
防府市		0.97	0.63	
下松市		0.52	0.67	
岩国市		0.00	0.28	
光市		1.00	1.00	
長門市		0.00	0.13	
柳井市		0.00	1.00	
美祢市		0.00	0.00	
周南市		0.25	0.26	
山陽小野田市		0.03	1.00	
周防大島町		0.00	0.00	
和木町		0.00	0.00	
上関町		0.00	0.00	
田布施町		0.00	0.00	
平生町		0.00	1.00	
阿武町		0.00	0.00	
山口県域	0.54	0.45	0.57	

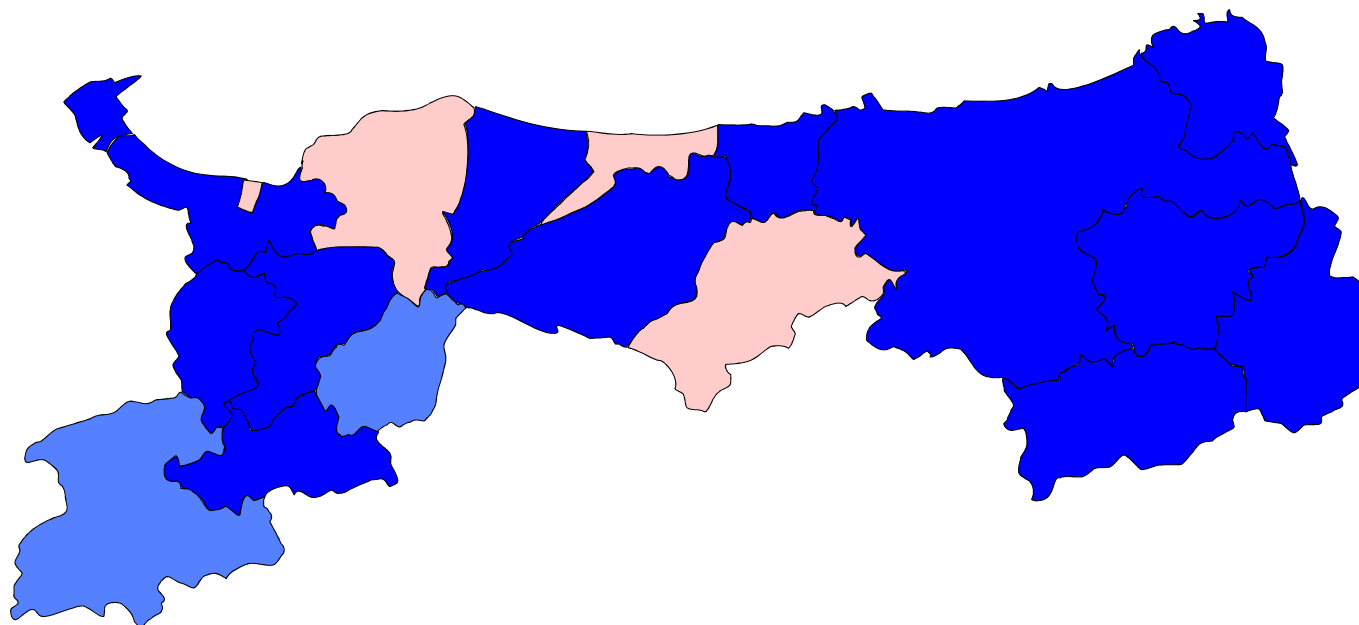
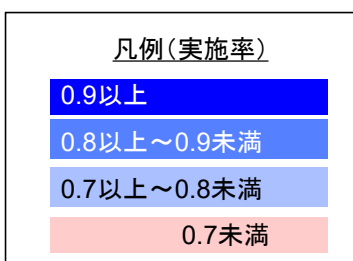
$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	実施率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
鳥取県	1.00	1.00	1.00	1.00
鳥取市	1.00	1.00	1.00	
米子市	1.00	1.00	1.00	
倉吉市	1.00	1.00	1.00	
境港市	1.00	1.00	1.00	
岩美町	1.00	1.00	1.00	
若桜町	0.00	0.00	1.00	
智頭町	0.97	1.00	1.00	
八頭町	1.00	1.00	1.00	
三朝町	0.06	0.11	0.00	
湯梨浜町	0.98	1.00	1.00	
琴浦町	1.00	1.00	1.00	
北栄町	0.00	0.00	0.28	
日吉津村	0.00	0.00	0.00	
大山町	0.46	0.01	0.00	
南部町	1.00	1.00	1.00	
伯耆町	0.00	1.00	1.00	
日南町	0.96	0.87	0.83	
日野町	0.00	0.00	1.00	
江府町	0.55	0.62	0.82	
鳥取県域	0.92	0.90	0.93	

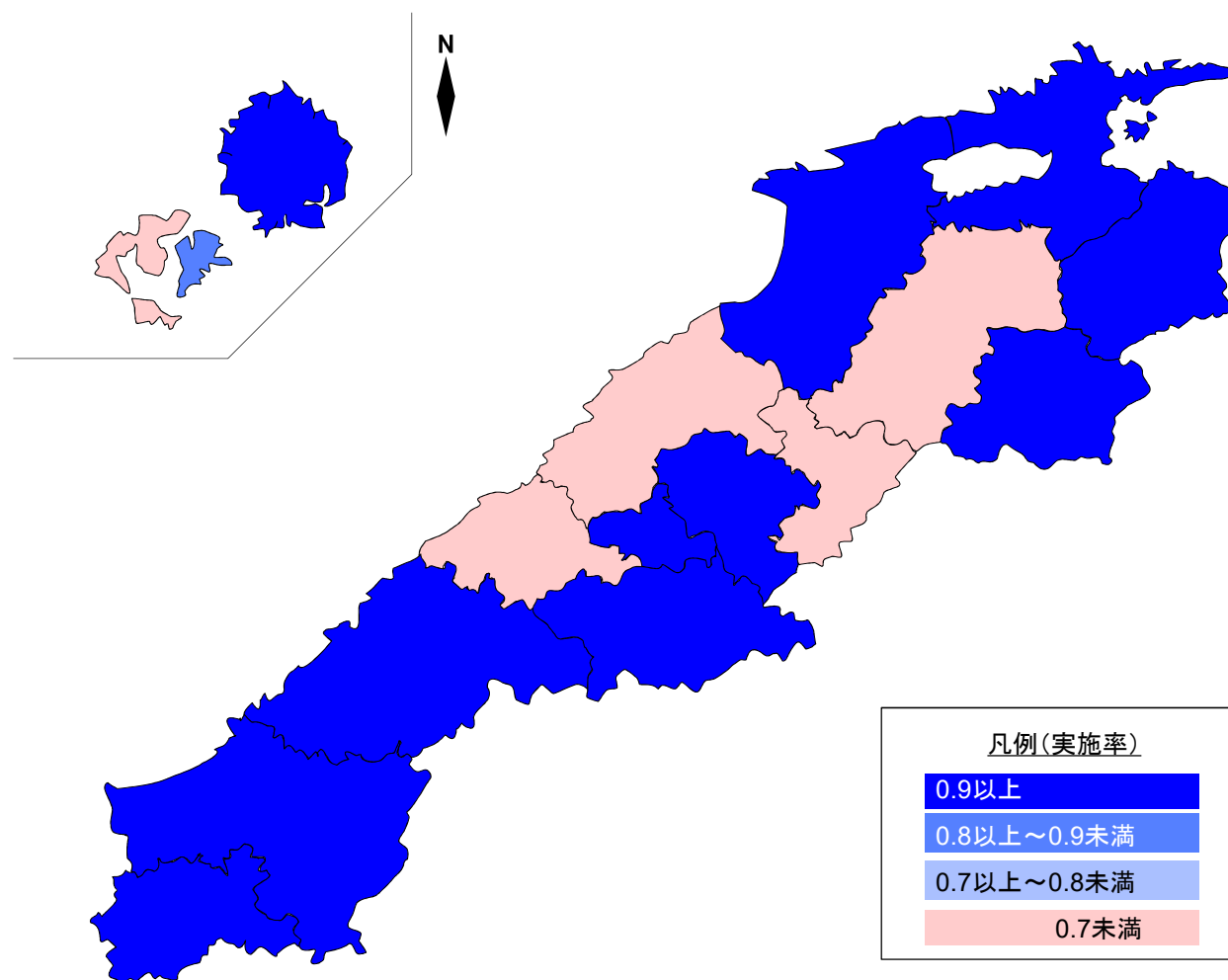
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値 (R5)



■実績値 (R3・R4・R5) と目標値 (R6)

市町村	実施率			
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
島根県	1.00	1.00	1.00	1.00
松江市	0.88	0.89	0.91	
浜田市	1.00	1.00	1.00	
出雲市	0.99	0.86	0.97	
益田市	0.99	1.00	1.00	
大田市	0.38	0.44	0.53	
安来市	1.00	1.00	1.00	
江津市	0.27	0.46	0.52	
雲南市	0.65	0.73	0.50	
奥出雲町	0.99	1.00	1.00	
飯南町	0.50	0.52	0.36	
川本町	1.00	1.00	1.00	
美郷町	1.00	1.00	1.00	
邑南町	0.94	1.00	1.00	
津和野町	1.00	1.00	1.00	
吉賀町	1.00	1.00	1.00	
海士町	1.00	0.98	0.83	
西ノ島町	0.71	0.98	0.13	
知夫村	0.88	0.77	0.50	
隠岐の島町	1.00	1.00	1.00	
島根県域	0.90	0.91	0.89	

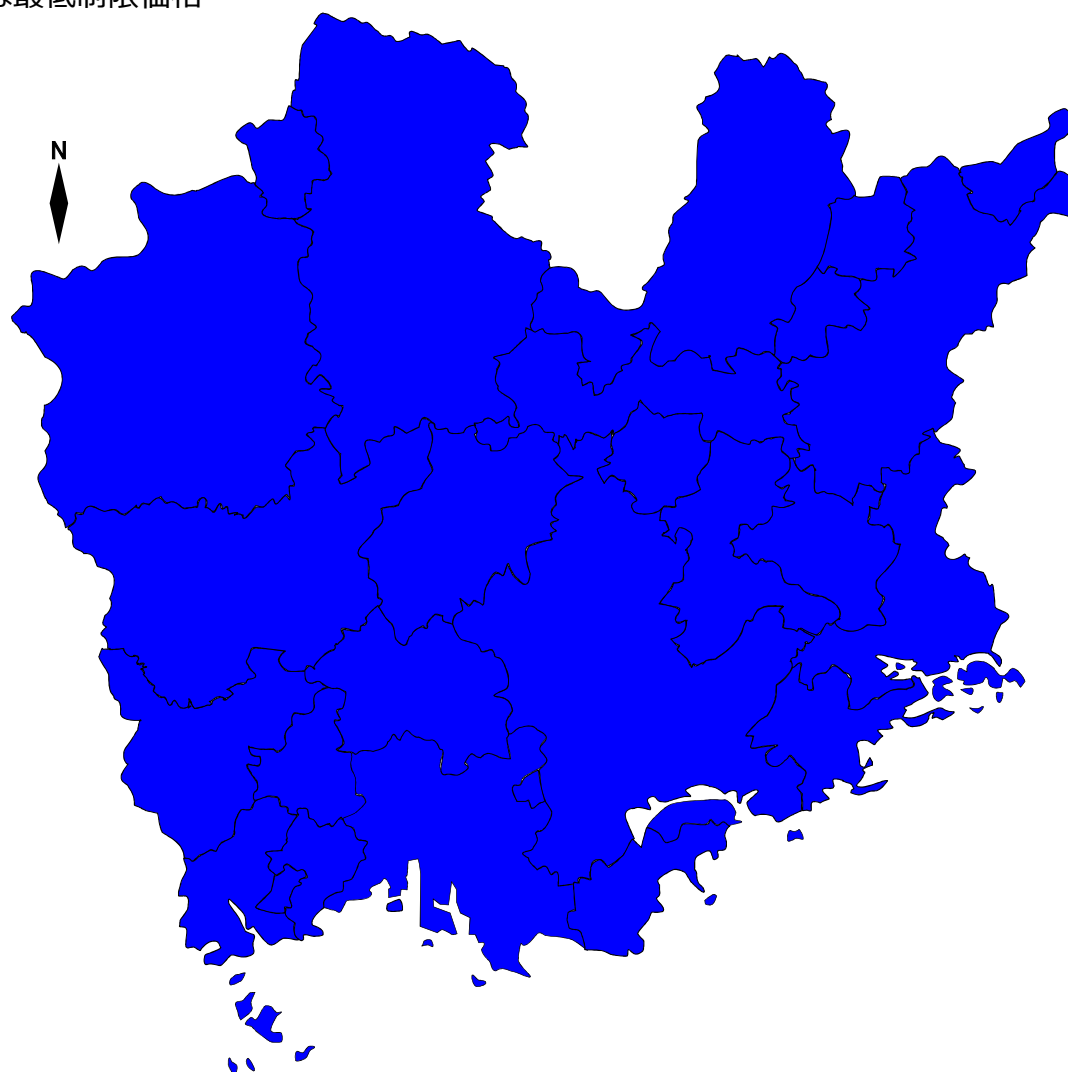
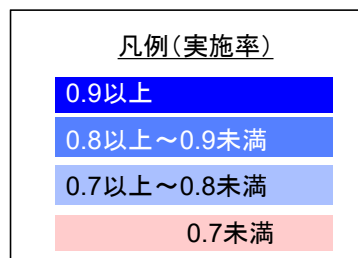
$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格
設定割合の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	実施率			目標値 (R 6)
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	
岡山県	1.00	1.00	1.00	1.00
岡山市	1.00	1.00	1.00	
倉敷市	1.00	1.00	1.00	
津山市	1.00	1.00	1.00	
玉野市	0.84	1.00	1.00	
笠岡市	1.00	1.00	1.00	
井原市	1.00	1.00	1.00	
総社市	1.00	1.00	1.00	
高梁市	1.00	1.00	1.00	
新見市	0.97	1.00	1.00	
備前市	1.00	1.00	1.00	
瀬戸内市	1.00	1.00	1.00	
赤磐市	1.00	1.00	1.00	
真庭市	0.83	1.00	1.00	
美作市	1.00	1.00	1.00	
浅口市	1.00	1.00	1.00	
和気町	1.00	1.00	1.00	
早島町	1.00	1.00	1.00	
里庄町	1.00	1.00	1.00	
矢掛町	1.00	1.00	1.00	
新庄村	0.95	1.00	1.00	
鏡野町	1.00	1.00	1.00	
勝央町	1.00	1.00	1.00	
奈義町	1.00	1.00	1.00	
西粟倉村	1.00	1.00	1.00	
久米南町	0.43	0.92	0.94	
美咲町	1.00	1.00	1.00	
吉備中央町	1.00	1.00	1.00	
岡山県域	0.98	1.00	1.00	

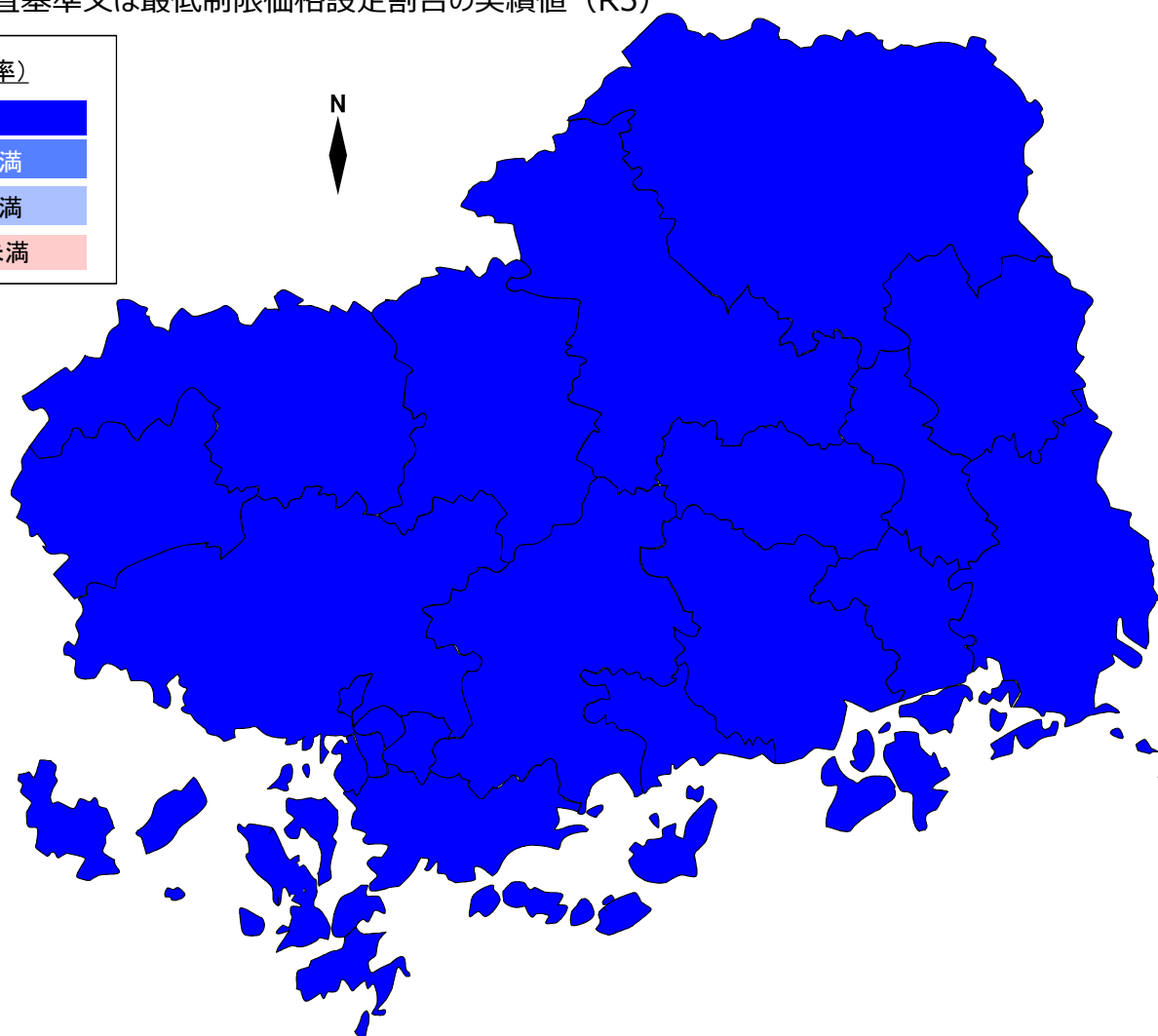
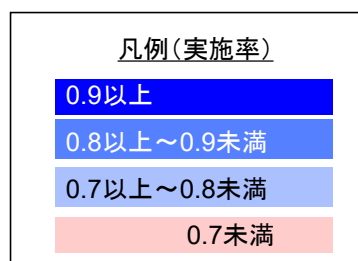
$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値（R5）



■実績値（R3・R4・R5）と目標値（R6）

市町村	実施率			
	実績値 (R 3)	実績値 (R 4)	実績値 (R 5)	目標値 (R 6)
広島県	1.00	1.00	1.00	1.00
広島市	1.00	1.00	1.00	
三原市	0.98	1.00	1.00	
呉市	0.99	1.00	1.00	
竹原市	1.00	1.00	1.00	
尾道市	1.00	1.00	1.00	
福山市	1.00	1.00	1.00	
府中市	1.00	1.00	1.00	
三次市	1.00	1.00	1.00	
庄原市	1.00	1.00	0.99	
大竹市	1.00	1.00	1.00	
東広島市	1.00	1.00	1.00	
廿日市市	0.99	1.00	1.00	
安芸高田市	1.00	1.00	1.00	
江田島市	0.99	0.98	0.95	
府中町	1.00	1.00	1.00	
海田町	0.98	0.94	0.96	
熊野町	1.00	1.00	1.00	
坂町	1.00	1.00	1.00	
安芸太田町	0.95	1.00	1.00	
北広島町	1.00	1.00	1.00	
大崎上島町	1.00	1.00	1.00	
世羅町	1.00	1.00	1.00	
神石高原町	0.84	1.00	1.00	
広島県域	0.99	1.00	1.00	

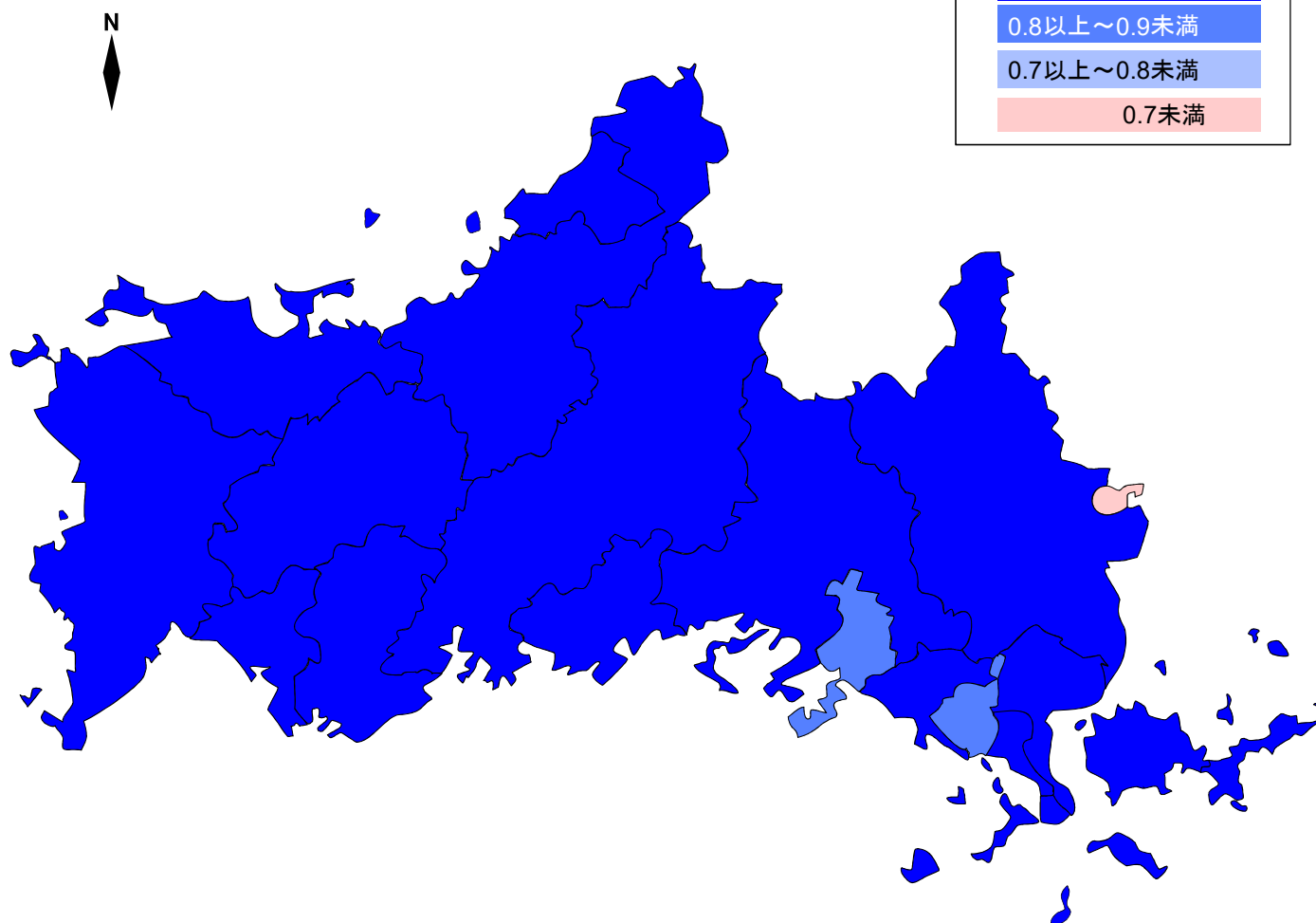
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：

各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値(R5)



凡例(実施率)

0.9以上
0.8以上～0.9未満
0.7以上～0.8未満
0.7未満

■実績値(R3・R4・R5)と目標値(R6)

市町村	実施率			
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	目標値 (R6)
山口県	0.98	0.99	0.97	1.00
山口市	1.00	1.00	1.00	
下関市	1.00	1.00	1.00	
宇部市	1.00	1.00	1.00	
萩市	1.00	1.00	0.98	
防府市	0.62	0.92	0.99	
下松市	0.73	0.76	0.80	
岩国市	1.00	1.00	1.00	
光市	0.91	1.00	1.00	
長門市	1.00	1.00	1.00	
柳井市	0.90	0.83	0.94	
美祢市	1.00	1.00	1.00	
周南市	1.00	1.00	1.00	
山陽小野田市	1.00	1.00	1.00	
周防大島町	0.99	0.98	0.96	
和木町	0.11	0.63	0.56	
上関町	0.61	1.00	1.00	
田布施町	0.24	1.00	0.87	
平生町	1.00	1.00	1.00	
阿武町	0.79	0.84	0.91	
山口県域	0.96	0.98	0.98	

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

80%以上 
80%未満 

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

		■工事										■測量、調査及び設計(業務)							
		(全国統一指標)						(中国ブロック独自指標)				(全国統一指標)				(中国ブロック独自指標)			
		指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨	
		地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実 状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)		予定価格の事後公表の実 施状況		入札契約制度(一般競争 入札)の基準の設定状況		入札契約制度(総合評価 落札方式)の基準の設定 状況		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)		ウィークリースタンスの実 施状況	
R3年度		実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	R3目標値	達成率	R3目標値	達成率	R3目標値	実績値	R3目標値	実績値	R3目標値	達成率	R3目標値
	国等	0.87	0.875	0.91	1.00	0.94	1.00	100%	100%	100%	100%	88%	100%	0.50	0.45	0.92	1.00	53%	100%
	鳥取県	0.71	0.85	0.68		0.92		65%		50%		50%		0.44		1.00		50%	
	島根県	0.73	0.8	0.61		0.90		40%		95%		60%		0.46		0.99		25%	
	岡山県	0.69	0.75	0.81		0.98		68%		82%		68%		0.49		1.00		18%	
	広島県	0.81	0.8	0.56		0.99		63%		83%		92%		0.44		1.00		21%	
	山口県	0.00	0.85	0.00		0.00		0%		0%		0%		0.00		0.00		0%	
	全体	0.76	—	0.68		0.96		71%		81%		74%		0.47		0.90		29%	
R4年度		実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	R4目標値	達成率	R4目標値	達成率	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	R4目標値
	国等	0.89	0.9	0.90	1.00	0.94	1.00	93%	100%	100%	100%	80%	100%	0.47	0.42	0.82	1.00	53%	100%
	鳥取県	0.80	0.875	0.41		0.90		75%		75%		55%		0.42		0.82		40%	
	島根県	0.72	0.85	0.54		0.91		40%		95%		55%		0.47		0.78		40%	
	岡山県	0.73	0.8	0.56		1.00		75%		79%		71%		0.45		0.94		21%	
	広島県	0.75	0.85	0.47		1.00		54%		79%		92%		0.43		0.95		17%	
	山口県	0.72	0.875	0.45		0.98		90%		80%		90%		0.45		0.48		35%	
	全体	0.75	—	0.52		0.97		70%		83%		74%		0.45		0.82		32%	
R5年度		実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	達成率	R5目標値	達成率	R5目標値	達成率	R5目標値	実績値	R5目標値	実績値	R5目標値	達成率	R5目標値
	国等	0.86	0.90	0.92	1.00	0.96	1.00	94%	100%	100%	100%	82%	100%	0.47	0.40	0.93	1.00	47%	100%
	鳥取県	0.70		0.63		0.93		70%		80%		60%		0.47		0.87		45%	
	島根県	0.74		0.82		0.89		35%		90%		70%		0.49		0.81		50%	
	岡山県	0.68		0.66		1.00		71%		86%		71%		0.46		0.93		29%	
	広島県	0.77		0.42		1.00		58%		83%		96%		0.46		0.99		17%	
	山口県	0.70		0.57		0.98		90%		80%		90%		0.45		0.47		75%	
	全体	0.74		0.62		0.97		69%		86%		78%		0.47		0.84		42%	

※1:○/○は、達成機関数/全体機関数 を示す

※2:国等には、特殊法人等を含む

※3:各県には、全県内市町村を含む

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標(1)：地域平準化率(施工時期の平準化)

発注機関毎に平準化率を記載する。
平準化率(件数)＝
$$\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$$

「財団法人日本建設情報統合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
対 象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)																																
発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度																									
国土交通省 中国地方整備局				0.89	0.92	0.87	鳥取県				0.77	0.83	0.78	島根県				0.83	0.79	0.84	岡山県				0.72	0.79	0.75	広島県				0.90	0.83	0.86	山口県				0.78	0.83	0.78											
警察庁 中国四国管区警察局				—	0.00	0.80	鳥取市				0.61	0.66	0.56	松江市				0.44	0.52	0.56	岡山市				0.71	0.72	0.71	広島市				0.86	0.86	0.84	山口市				0.68	0.62	0.54											
財務省 中国財務局				0.11	0.12	0.26	米子市				0.55	0.79	0.58	浜田市				0.54	0.75	0.64	倉敷市				0.77	0.79	0.73	三原市				0.86	0.68	0.61	下関市				0.65	0.59	0.71											
財務省 広島国税局				0.00	0.00	0.17	倉吉市				0.70	0.79	0.62	出雲市				0.50	0.55	0.55	津山市				0.63	0.57	0.46	呉市				0.69	0.67	0.66	宇部市				0.91	0.58	0.70											
農林水産省 中国四国農政局				0.52	0.68	0.74	境港市				0.66	0.51	0.47	益田市				0.79	0.67	0.64	玉野市				0.47	0.57	0.58	竹原市				0.91	0.81	0.72	萩市				0.63	0.79	0.68											
林野庁 近畿中国森林管理局				0.80	0.75	0.93	岩美町				0.20	0.12	0.61	大田市				0.70	0.72	0.48	笠岡市				0.37	0.34	0.58	尾道市				0.71	0.69	0.62	防府市				0.63	0.68	0.71											
国土交通省 中国運輸局				—	—	0.73	若桜町				0.66	0.97	0.26	安来市				0.62	0.71	0.50	井原市				0.88	0.70	0.43	福山市				0.66	0.57	0.59	下松市				0.72	0.52	0.71											
国土交通省 大阪航空局				0.59	—	0.61	智頭町				0.89	1.14	0.80	江津市				0.84	0.70	0.80	総社市				0.73	0.46	0.59	府中市				0.81	0.73	0.70	岩国市				0.71	0.63	0.61											
海上保安庁 第六管区海上保安本部				0.54	0.32	0.36	八頭町				0.39	0.68	0.52	雲南市				0.62	0.70	0.84	高梁市				0.80	0.66	0.63	三次市				0.80	0.78	0.80	光市				0.47	0.65	0.43											
環境省 中国四国地方環境事務所				0.98	0.84	0.52	三朝町				0.60	0.74	0.97	奥出雲町				0.59	0.91	0.88	新見市				0.74	0.75	0.72	庄原市				0.69	0.62	0.83	長門市				0.51	0.42	0.46											
防衛省 中国四国防衛局				1.05	0.94	0.93	湯梨浜町				0.81	1.20	0.45	飯南町				0.68	0.82	0.90	備前市				0.45	1.41	0.87	大竹市				0.75	0.62	0.56	柳井市				0.94	0.86	0.65											
広島高等裁判所				0.75	—	0.48	琴浦町				0.93	1.03	0.88	川本町				0.44	0.60	0.95	瀬戸内市				0.57	0.83	0.71	東広島市				0.78	0.83	0.75	美祢市				0.48	0.57	0.64											
西日本高速道路(株) 中国支社				1.05	0.97	0.97	北栄町				0.59	0.83	0.54	美郷町				0.56	0.74	0.55	赤磐市				0.65	0.50	0.70	廿日市市				0.53	0.48	0.61	周南市				0.49	0.37	0.40											
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター				0.98	1.08	—	日吉津村				0.63	1.05	0.80	邑南町				0.96	0.68	0.75	真庭市				0.65	0.53	0.55	安芸高田市				0.54	0.60	0.91	山陽小野田市				0.73	0.51	0.63											
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大形峠環境技術センター				1.00	0.67	1.09	大山町				0.36	0.51	0.56	津和野町				1.02	0.96	1.00	美作市				0.47	0.36	0.41	江田島市				0.75	0.60	0.62	周防大島町				0.63	0.53	0.67											
広島高速道路公社				0.59	0.86	0.72	南部町				0.45	0.77	0.33	吉賀町				0.81	0.55	0.69	浅口市				0.74	0.81	0.52	府中町				0.64	0.52	0.50	和木町				0.59	0.31	0.37											
日本下水道事業団 中国・四国総合事務所				0.88	0.86	0.87	伯耆町				0.46	0.50	0.58	海士町				1.43	0.89	0.36	和気町				0.59	0.28	0.35	海田町				0.59	0.82	0.89	上関町				0.69	0.48	0.91											
実績値				0.87	0.89	0.86	日南町				0.73	1.00	0.72	西ノ島町				0.38	0.61	0.36	早島町				0.32	0.79	0.57	熊野町				0.58	0.60	0.45	田布施町				0.83	0.53	0.84											
							日野町				1.89	1.33	0.00	知夫村				0.74	0.00	0.40	里庄町				0.81	0.67	0.46	坂町				0.94	0.89	1.17	平生町				0.85	1.02	0.93											
							江府町				0.61	0.17	0.59	隠岐の島町				0.61	0.61	0.66	矢掛町				0.67	0.79	0.54	安芸太田町				0.85	0.44	0.54	阿武町				0.42	0.65	1.10											
							実績値				0.71	0.80	0.70	実績値				0.73	0.72	0.74	新庄村				0.52	0.53	0.00	北広島町				0.76	0.58	0.77	実績値					0.72	0.70											
																					鏡野町				0.26	0.51	0.43	大崎上島町				0.65	0.89	0.47																		
																					勝央町				0.38	0.90	0.61	世羅町				0.65	0.79	0.59																		
																					奈義町				0.59	0.66	0.92	神石高原町				0.89	0.69	0.68																		
																					西粟倉村				0.33	1.55	0.67	実績値				0.81	0.75	0.77																		
																					久米南町				0.07	0.37	0.47																									
																					美咲町				0.59	0.63	0.59																									
																					吉備中央町				0.79	0.32	0.46																									
																					実績値				0.69	0.73	0.68																									

目標値

0.9

目標値 0.9

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標②： 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

発注機関毎 発注機関毎 発注機関毎に週休2日対象工事率を記載する。

週休2日対象工事の実施状況＝

週休2日対象工事件数(公告等)
全工事件数(公告等)

週休2日× 週休2日× 週休2日対象工事件数:週休2日が確保出来る工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
対 象:当該期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。
対象期間:当該年度(4月1日～3月31日)とする。

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)																					
発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名				R3達成度	R4達成度	R5達成度														
国土交通省 中国地方整備局				1.00	1.00	1.00	鳥取県				0.68	1.00	1.00	島根県				0.61	1.00	1.00	岡山県				0.87	1.00	1.00	広島県				0.63	1.00	1.00	山口県				0.54	1.00	1.00
警察庁 中国四国管区警察局				1.00	0.50	—	鳥取市					1.00	1.00	松江市					0.58	1.00	岡山市				0.55	1.00	1.00	広島市				0.44	0.86	1.00	山口市					0.00	0.00
財務省 中国財務局				0.18	0.44	0.50	米子市					0.52	0.60	浜田市					0.00	0.03	倉敷市					0.62	0.57	三原市					0.00	0.11	下関市					0.04	0.59
財務省 広島国税局				1.00	1.00	1.00	倉吉市					0.00	1.00	出雲市					0.01	1.00	津山市					0.00	—	呉市					0.00	0.00	宇部市					0.20	0.52
農林水産省 中国四国農政局				1.00	1.00	1.00	境港市					0.00	0.01	益田市					0.37	1.00	玉野市					0.00	0.00	竹原市					0.00	0.00	萩市					0.00	1.00
林野庁 近畿中国森林管理局				0.97	1.00	0.98	岩美町					0.00	0.00	大田市					0.49	0.76	笠岡市					0.00	0.00	尾道市					0.00	0.00	防府市					0.97	0.63
国土交通省 中国運輸局				0.00	1.00	1.00	若桜町					0.00	0.00	安来市					0.49	0.44	井原市					0.00	0.00	福山市					0.00	0.00	下松市					0.52	0.67
国土交通省 大阪航空局				0.92	—	1.00	智頭町					0.00	0.00	江津市					0.00	0.80	総社市					0.00	0.00	府中市					0.00	0.00	岩国市					0.00	0.28
海上保安庁 第六管区海上保安本部				1.00	1.00	1.00	八頭町					0.00	0.00	雲南市					0.52	1.00	高梁市					0.00	0.68	三次市					0.00	0.00	光市					1.00	1.00
環境省 中国四国地方環境事務所				0.00	0.67	0.50	三朝町					0.00	0.00	奥出雲町					0.33	0.39	新見市					0.00	1.00	庄原市					0.00	0.00	長門市					0.00	0.13
防衛省 中国四国防衛局				0.98	1.00	—	湯梨浜町					0.00	0.00	飯南町					1.00	1.00	備前市					0.00	0.00	大竹市					0.00	0.01	柳井市					0.00	1.00
広島高等裁判所				0.00	—	0.00	琴浦町					0.00	0.00	川本町					0.00	0.63	瀬戸内市					1.00	1.00	東広島市					0.00	1.00	美祢市					0.00	0.00
西日本高速道路(株) 中国支社				0.76	0.85	0.98	北栄町					1.00	1.00	美郷町					0.00	0.32	赤磐市					0.00	0.00	廿日市市					0.00	0.00	周南市					0.25	0.26
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター				0.50	1.00	—	日吉津村					0.00	0.00	邑南町					1.00	1.00	真庭市					0.00	0.60	安芸高田市					0.00	0.00	山陽小野田市					0.03	1.00
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大船崎環境技術センター				1.00	0.00	1.00	大山町					0.00	0.00	津和野町					0.00	0.00	美作市					0.00	—	江田島市					0.00	0.00	周防大島町					0.00	0.00
広島高速道路公社				1.00	1.00	1.00	南部町					1.00	1.00	吉賀町					0.38	1.00	浅口市					0.00	0.00	府中町					0.00	0.00	和木町					0.00	0.00
日本下水道事業団				0.00	0.02	0.45	伯耆町					0.00	0.02	海士町					0.00	0.75	和気町					0.00	0.00	海田町					0.00	0.00	上関町					0.00	0.00
実績値				0.91	0.90	0.92	日南町					0.39	0.46	西ノ島町					0.00	0.00	早島町					0.73	0.84	熊野町					0.00	0.00	田布施町					0.00	0.00
							日野町					0.00	1.00	知夫村					0.00	0.00	里庄町					0.00	—	坂町					0.00	0.00	平生町					0.00	1.00
							江府町					1.00	1.00	隠岐の島町					0.00	0.00	矢掛町					0.00	0.00	安芸太田町					0.00	0.00	阿武町					0.00	0.00
							実績値				0.68	0.41	0.63	実績値				0.61	0.54	0.82	新庄村					0.00	0.00	北広島町					0.00	0.00	実績値					0.45	0.57
							鏡野町					1.00	1.00						0.00	0.00	大崎上島町					0.00	0.00														
							勝央町					0.00	—						0.00	0.00	世羅町					0.00	0.00	実績値				0.56	0.47	0.42							
							奈義町					1.00	0.00	神石高原町					0.00	0.00																					
							西粟倉村					0.00	—						0.00	0.00																					
							久米南町					0.00	0.00						0.00	0.00																					
							美咲町					0.00	—						0.00	0.00																					
							吉備中央町					1.00	0.00						1.00	0.00																					
							実績値				0.81	0.56	0.66																												

目標値

1.00

目標値 1.00

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)
指標③：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。
実施率(件数)＝ $\frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注工事件数）}}$
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)									
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度						
国土交通省 中国地方整備局	1.00	1.00	1.00	鳥取県	1.00	1.00	1.00	島根県	1.00	1.00	1.00	岡山県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00	山口県	0.98	0.99	0.97						
警察庁 中国四国管区警察局	1.00	0.50	—	鳥取市	1.00	1.00	1.00	松江市	0.88	0.89	0.91	岡山市	1.00	1.00	1.00	広島市	1.00	1.00	1.00	山口市	1.00	1.00	1.00						
財務省 中国財務局	0.56	0.25	0.30	米子市	1.00	1.00	1.00	浜田市	1.00	1.00	1.00	倉敷市	1.00	1.00	1.00	三原市	0.98	1.00	1.00	下関市	1.00	1.00	1.00						
財務省 広島国税局	0.33	0.63	0.58	倉吉市	1.00	1.00	1.00	出雲市	0.99	0.86	0.97	津山市	1.00	1.00	1.00	呉市	0.99	1.00	1.00	宇部市	1.00	1.00	1.00						
農林水産省 中国四国農政局	1.00	1.00	1.00	境港市	1.00	1.00	1.00	益田市	0.99	1.00	1.00	玉野市	0.84	1.00	1.00	竹原市	1.00	1.00	1.00	萩市	1.00	1.00	0.98						
林野庁 近畿中国森林管理局	0.81	0.77	0.80	岩美町	1.00	1.00	1.00	大田市	0.38	0.44	0.53	笠岡市	1.00	1.00	1.00	尾道市	1.00	1.00	1.00	防府市	0.62	0.92	0.99						
国土交通省 中国運輸局	1.00	1.00	1.00	若桜町	0.00	0.00	1.00	安来市	1.00	1.00	1.00	井原市	1.00	1.00	1.00	福山市	1.00	1.00	1.00	下松市	0.73	0.76	0.80						
国土交通省 大阪航空局	0.95	—	—	智頭町	0.97	1.00	1.00	江津市	0.27	0.46	0.52	総社市	1.00	1.00	1.00	府中市	1.00	1.00	1.00	岩国市	1.00	1.00	1.00						
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.45	0.00	0.67	八頭町	1.00	1.00	1.00	雲南市	0.65	0.73	0.50	高梁市	1.00	1.00	1.00	三次市	1.00	1.00	1.00	光市	0.91	1.00	1.00						
環境省 中国四国地方環境事務所	0.75	0.80	1.00	三朝町	0.06	0.11	0.00	奥出雲町	0.99	1.00	1.00	新見市	0.97	1.00	1.00	庄原市	1.00	1.00	0.99	長門市	1.00	1.00	1.00						
防衛省 中国四国防衛局	1.00	1.00	—	湯梨浜町	0.98	1.00	1.00	飯南町	0.50	0.52	0.36	備前市	1.00	1.00	1.00	大竹市	1.00	1.00	1.00	柳井市	0.90	0.83	0.94						
広島高等裁判所	1.00	—	0.71	琴浦町	1.00	1.00	1.00	川本町	1.00	1.00	1.00	瀬戸内市	1.00	1.00	1.00	東広島市	1.00	1.00	1.00	美祢市	1.00	1.00	1.00						
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	1.00	1.00	北栄町	0.00	0.00	0.28	美郷町	1.00	1.00	1.00	赤磐市	1.00	1.00	1.00	廿日市市	0.99	1.00	1.00	周南市	1.00	1.00	1.00						
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.83	0.67	—	日吉津村	0.00	0.00	0.00	邑南町	0.94	1.00	1.00	真庭市	0.83	1.00	1.00	安芸高田市	1.00	1.00	1.00	山陽小野田市	1.00	1.00	1.00						
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 入形峠環境技術センター	0.50	1.00	0.00	大山町	0.46	0.01	0.00	津和野町	1.00	1.00	1.00	美作市	1.00	1.00	1.00	江田島市	0.99	0.98	0.95	周防大島町	0.99	0.98	0.96						
広島高速道路公社	1.00	1.00	1.00	南部町	1.00	1.00	1.00	吉賀町	1.00	1.00	1.00	浅口市	1.00	1.00	1.00	府中町	1.00	1.00	1.00	和木町	0.11	0.63	0.56						
日本下水道事業団	1.00	1.00	1.00	伯耆町	0.00	1.00	1.00	海士町	1.00	0.98	0.83	和気町	1.00	1.00	1.00	海田町	0.98	0.94	0.96	上関町	0.61	1.00	1.00						
実績値	0.94	0.94	0.96	日南町	0.96	0.87	0.83	西ノ島町	0.71	0.98	0.13	早島町	1.00	1.00	1.00	熊野町	1.00	1.00	1.00	田布施町	0.24	1.00	0.87						
				日野町	0.00	0.00	1.00	知夫村	0.88	0.77	0.50	里庄町	1.00	1.00	1.00	坂町	1.00	1.00	1.00	平生町	1.00	1.00	1.00						
				江府町	0.55	0.62	0.82	隠岐の島町	1.00	1.00	1.00	矢掛町	1.00	1.00	1.00	安芸太田町	0.95	1.00	1.00	阿武町	0.79	0.84	0.91						
				実績値	0.92	0.90	0.93	実績値	0.90	0.91	0.89	新庄村	0.95	1.00	1.00	北広島町	1.00	1.00	1.00	実績値		0.98	0.98						
												鏡野町	1.00	1.00	1.00	大崎上島町	1.00	1.00	1.00										
												勝央町	1.00	1.00	1.00	世羅町	1.00	1.00	1.00										
												奈義町	1.00	1.00	1.00	神石高原町	0.84	1.00	1.00										
												西栗倉村	1.00	1.00	1.00	実績値	0.99	1.00	1.00										
												久米南町	0.43	0.92	0.94														
												美咲町	1.00	1.00	1.00														
												吉備中央町	1.00	1.00	1.00														
												実績値	0.98	1.00	1.00														

目標値

1.00

目標値 1.00

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標④：予定価格の事後公表の実施状況

◎:原則、全工事で実施
○:一部工事で実施
▲:実施に向けた検討
×:未実施
※:未実施
(但し、競争性の確保や真の積算力・技術力・経営力の低下を防ぐための取組みを実施)

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)			
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	◎	◎	鳥取県	○	○	○	島根県	※	※	※	岡山県	◎	◎	◎	広島県	○	○	○	山口県	◎	◎	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	×	▲	鳥取市	○	○	○	松江市	◎	◎	◎	岡山市	◎	◎	◎	広島市	◎	◎	◎	山口市	◎	◎	◎
財務省 中国財務局	◎	◎	◎	米子市	×	※	※	浜田市	◎	◎	※	倉敷市	○	○	○	三原市	※	×	※	下関市	◎	◎	◎
財務省 広島国税局	◎	◎	◎	倉吉市	○	○	○	出雲市	◎	◎	◎	津山市	×	▲	▲	呉市	※	※	※	宇部市	◎	◎	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	◎	◎	境港市	▲	※	※	益田市	◎	◎	◎	玉野市	○	○	○	竹原市	※	※	※	萩市	○	◎	◎
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	◎	◎	岩美町	×	※	※	大田市	◎	◎	◎	笠岡市	▲	◎	◎	尾道市	◎	◎	◎	防府市	◎	◎	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	◎	◎	若桜町	×	○	○	安来市	※	※	※	井原市	×	×	×	福山市	※	※	※	下松市	○	○	○
国土交通省 大阪航空局	◎	-	◎	智頭町	◎	◎	◎	江津市	※	※	×	総社市	×	×	※	府中市	○	※	※	岩国市	○	×	×
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	◎	◎	八頭町	○	○	×	雲南市	※	※	※	高梁市	◎	◎	◎	三次市	○	○	○	光市	○	○	○
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	◎	◎	三朝町	○	○	○	奥出雲町	※	※	※	新見市	◎	◎	◎	庄原市	※	※	※	長門市	○	◎	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	◎	◎	湯梨浜町	※	※	※	飯南町	※	※	※	備前市	◎	◎	×	大竹市	○	○	○	柳井市	○	○	○
広島高等裁判所	◎	-	◎	琴浦町	○	◎	◎	川本町	※	※	※	瀬戸内市	○	○	○	東広島市	※	※	※	美祢市	×	×	▲
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	◎	◎	北栄町	×	▲	▲	美郷町	※	※	※	赤磐市	×	×	×	廿日市市	○	○	○	周南市	◎	◎	◎
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	◎	◎	日吉津村	◎	◎	◎	邑南町	※	※	※	真庭市	◎	◎	◎	安芸高田市	※	※	※	山陽小野田市	○	○	○
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	◎	◎	大山町	◎	○	○	津和野町	◎	◎	◎	美作市	○	○	○	江田島市	○	○	○	周防大島町	◎	◎	◎
広島高速道路公社	◎	◎	◎	南部町	○	○	○	吉賀町	×	※	※	浅口市	×	×	×	府中町	◎	◎	◎	和木町	○	○	○
日本下水道事業団	◎	◎	◎	伯耆町	○	◎	○	海士町	×	▲	×	和気町	▲	◎	◎	海田町	◎	◎	◎	上関町	◎	◎	◎
達成率 ※◎又は○の機関数	100%	93%	94%	日南町	○	○	○	西ノ島町	▲	▲	▲	早島町	◎	◎	◎	熊野町	○	○	○	田布施町	◎	◎	◎
	17／17	14／15	16／17	日野町	◎	◎	◎	知夫村	○	○	○	里庄町	◎	◎	◎	坂町	※	×	※	平生町	◎	◎	◎
				江府町	×	◎	◎	隠岐の島町	○	○	◎	矢掛町	×	×	×	安芸太田町	◎	◎	◎	阿武町	◎	◎	◎
				達成率 ※◎又は○の機関数	65%	75%	70%	達成率 ※◎又は○の機関数	40%	40%	35%	新庄村	◎	◎	◎	北広島町	◎	○	○	達成率		90%	90%
					13／20	15／20	14／20		8／20	8／20	7／20	鏡野町	×	×	×	大崎上島町	○	○	○	※◎又は○の機関数	19／20	18／20	18／20
												勝央町	◎	◎	◎	世羅町	※	▲	○				
												奈義町	◎	◎	◎	神石高原町	○	×	×				
												西粟倉村	◎	◎	◎	達成率	63%	54%	58%				
												久米南町	○	○	◎	※◎又は○の機関数	15／24	13／24	14／24				
												美咲町	◎	◎	◎								
												吉備中央町	◎	◎	◎								
												達成率	68%	75%	71%								
												※◎又は○の機関数	19／28	21／28	20／28								

目標値

100%

目標値 100%

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標⑤：入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施
○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施
▲：制度基準設定に向けて検討中
×：未実施

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)					
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度		
国土交通省 中国地方整備局	◎	◎	◎	鳥取県	◎	◎	◎	島根県	◎	◎	◎	岡山県	◎	◎	◎	広島県	◎	◎	◎	山口県	◎	◎	◎		
警察庁 中国四国管区警察局	◎	◎	◎	鳥取市	◎	◎	◎	松江市	◎	◎	◎	岡山市	◎	◎	◎	広島市	◎	◎	◎	山口市	◎	◎	◎		
財務省 中国財務局	◎	◎	◎	米子市	◎	◎	◎	浜田市	◎	◎	◎	倉敷市	◎	◎	◎	三原市	◎	◎	◎	下関市	◎	◎	◎		
財務省 広島国税局	◎	◎	◎	倉吉市	◎	◎	◎	出雲市	◎	◎	◎	津山市	◎	◎	◎	呉市	◎	◎	◎	宇部市	◎	◎	◎		
農林水産省 中国四国農政局	◎	◎	◎	境港市	◎	◎	◎	益田市	◎	◎	◎	玉野市	◎	◎	◎	竹原市	◎	◎	◎	萩市	◎	◎	◎		
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	◎	◎	岩美町	◎	◎	◎	大田市	◎	◎	◎	笠岡市	◎	◎	◎	尾道市	◎	◎	◎	防府市	◎	◎	◎		
国土交通省 中国運輸局	◎	◎	◎	若桜町	×	▲	○	安来市	◎	◎	◎	井原市	◎	◎	◎	福山市	◎	◎	◎	下松市	◎	◎	◎		
国土交通省 大阪航空局	◎	-	◎	智頭町	○	○	○	江津市	◎	◎	◎	総社市	◎	◎	◎	府中市	◎	◎	◎	岩国市	◎	◎	◎		
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	◎	◎	八頭町	○	◎	○	雲南市	◎	◎	◎	高梁市	◎	◎	◎	三次市	◎	◎	◎	光市	◎	◎	◎		
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	◎	◎	三朝町	○	○	○	奥出雲町	◎	◎	◎	新見市	▲	◎	◎	庄原市	◎	◎	◎	長門市	◎	◎	◎		
防衛省 中国四国防衛局	◎	◎	◎	湯梨浜町	○	◎	◎	飯南町	▲	▲	▲	備前市	◎	◎	◎	大竹市	◎	◎	◎	柳井市	◎	◎	◎		
広島高等裁判所	◎	-	◎	琴浦町	×	◎	◎	川本町	○	○	◎	瀬戸内市	◎	◎	◎	東広島市	◎	◎	◎	美祢市	◎	◎	◎		
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	◎	◎	北栄町	×	◎	◎	美郷町	○	○	○	赤磐市	◎	◎	◎	廿日市市	◎	◎	◎	周南市	◎	◎	◎		
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	◎	◎	日吉津村	×	▲	◎	邑南町	◎	○	◎	真庭市	◎	◎	◎	安芸高田市	◎	◎	◎	山陽小野田市	▲	▲	▲		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	◎	◎	大山町	▲	▲	×	津和野町	◎	◎	◎	美作市	◎	◎	◎	江田島市	×	×	×	周防大島町	◎	◎	◎		
広島高速道路公社	◎	◎	◎	南部町	▲	▲	▲	吉賀町	◎	◎	◎	浅口市	◎	◎	◎	府中町	○	○	○	和木町	×	×	×		
日本下水道事業団	◎	◎	◎	伯耆町	×	◎	▲	海士町	◎	◎	▲	和気町	▲	▲	◎	海田町	◎	×	◎	上関町	×	×	×		
達成率 ※◎又は○の機関数	100%	100%	100%	日南町	×	◎	◎	西ノ島町	◎	◎	◎	早島町	◎	◎	◎	熊野町	×	×	×	田布施町	◎	◎	◎		
	17/17	15/15	17/17	日野町	×	▲	▲	知夫村	◎	◎	◎	里庄町	×	▲	×	坂町	×	×	×	平生町	▲	×	▲		
目標値 100%				江府町	×	◎	◎	隠岐の島町	◎	◎	◎	矢掛町	▲	×	×	安芸太田町	◎	◎	◎	阿武町	○	◎	◎		
				達成率 ※◎又は○の機関数	50%	75%	80%	達成率 ※◎又は○の機関数	95%	95%	90%	新庄村	◎	▲	○	北広島町	◎	◎	◎	達成率 ※◎又は○の機関数		80%	80%		
					10/20	15/20	16/20		19/20	19/20	18/20	鏡野町	◎	◎	◎	大崎上島町	▲	×	×		16/20	16/20	16/20		
																勝央町	◎	◎	◎	世羅町	◎	◎	◎		
																奈義町	◎	▲	▲	神石高原町	◎	◎	◎		
																西粟倉村	▲	▲	×	達成率	83%	79%	83%		
																久米南町	○	○	○		20/24	19/24	20/24		
																美咲町	◎	◎	◎						
																吉備中央町	◎	◎	○						
																達成率 ※◎又は○の機関数	82%	79%	86%						
																	23/28	22/28	24/28						

目標値 100%

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)
指標⑥：入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施
○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施
▲：制度基準設定に向けて検討中
×：未実施

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)			
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	◎	◎	鳥取県	◎	◎	◎	島根県	◎	◎	◎	岡山県	◎	◎	◎	広島県	◎	◎	◎	山口県	◎	◎	◎
警察庁 中国四国管区警察局	▲	×	▲	鳥取市	◎	◎	◎	松江市	◎	◎	◎	岡山市	◎	◎	◎	広島市	◎	◎	◎	山口市	○	◎	◎
財務省 中国財務局	○	○	○	米子市	◎	◎	◎	浜田市	◎	◎	◎	倉敷市	◎	◎	◎	三原市	○	○	○	下関市	◎	◎	◎
財務省 広島国税局	◎	×	×	倉吉市	○	○	○	出雲市	◎	◎	◎	津山市	◎	◎	◎	呉市	◎	◎	◎	宇部市	◎	◎	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	◎	◎	境港市	◎	◎	◎	益田市	◎	◎	◎	玉野市	×	×	×	竹原市	○	○	○	萩市	○	○	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	◎	◎	岩美町	○	○	○	大田市	○	○	○	笠岡市	◎	◎	◎	尾道市	◎	◎	◎	防府市	◎	◎	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	◎	◎	若桜町	×	▲	○	安来市	▲	○	○	井原市	◎	◎	◎	福山市	◎	◎	◎	下松市	◎	◎	◎
国土交通省 大阪航空局	◎	-	◎	智頭町	×	×	×	江津市	◎	○	◎	総社市	◎	◎	◎	府中市	◎	◎	◎	岩国市	◎	◎	◎
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	×	×	八頭町	○	○	○	雲南市	◎	◎	◎	高梁市	◎	○	○	三次市	○	○	○	光市	◎	◎	◎
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	◎	◎	三朝町	○	○	○	奥出雲町	▲	▲	▲	新見市	▲	×	×	庄原市	◎	◎	◎	長門市	○	○	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	◎	◎	湯梨浜町	◎	◎	◎	飯南町	▲	▲	▲	備前市	○	○	○	大竹市	◎	◎	◎	柳井市	○	○	○
広島高等裁判所	◎	-	◎	琴浦町	×	○	○	川本町	○	×	◎	瀬戸内市	▲	▲	▲	東広島市	◎	◎	◎	美祢市	○	○	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	◎	◎	北栄町	◎	◎	◎	美郷町	×	×	×	赤磐市	◎	◎	◎	廿日市市	◎	◎	◎	周南市	◎	◎	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	◎	◎	日吉津村	×	×		邑南町	◎	○	○	真庭市	◎	◎	◎	安芸高田市	▲	○	○	山陽小野田市	○	◎	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	◎	◎	大山町	▲	▲	×	津和野町	×	×	×	美作市	◎	◎	◎	江田島市	○	○	○	周防大島町	◎	◎	◎
広島高速道路公社	◎	◎	◎	南部町	×	×	×	吉賀町	×	×	◎	浅口市	◎	◎	◎	府中町	○	○	○	和木町	◎	◎	◎
日本下水道事業団	◎	◎	◎	伯耆町	×	×	▲	海士町	×	×	▲	和気町	×	×	▲	海田町	◎	◎	◎	上関町	×	▲	▲
達成率 ※◎又は○の機関数	88%	80%	82%	日南町	×	▲	▲	西ノ島町	◎	×	○	早島町	○	◎	◎	熊野町	◎	◎	◎	田布施町	○	◎	◎
	15／17	12／15	14／17	日野町	×	▲	▲	知夫村	◎	◎	◎	里庄町	×	▲	×	坂町	×	×	×	平生町	▲	×	×
				江府町	×	×	×	隠岐の島町	×	×	×	矢掛町	◎	◎	◎	安芸太田町	○	○	◎	阿武町	○	○	○
				達成率	50%	55%	60%	達成率	60%	55%	70%	新庄村	×	◎	◎	北広島町	○	○	○	達成率		90%	90%
				※◎又は○の機関数	10／20	11／20	12／20	※◎又は○の機関数	12／20	11／20	14／20	鏡野町	◎	◎	○	大崎上島町	○	×	○	※◎又は○の機関数	18／20	18／20	18／20
												勝央町	×	×	×	世羅町	◎	◎	◎				
												奈義町	▲	×	×	神石高原町	○	○	◎				
												西粟倉村	▲	▲	×	達成率	92%	92%	96%				
												久米南町	○	○	◎	※◎又は○の機関数	22／24	22／24	23／24				
												美咲町	○	◎	◎								
												吉備中央町	◎	◎	◎								
												達成率	66%	71%	71%								
												※◎又は○の機関数	19／28	20／28	20／28								

目標値 100%

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)
指標⑦：地域平準化率(履行期限の分散)

発注機関毎に平準化率を記載する。
第4四半期納期率(件数)＝ (第4四半期[1～3月]に完了する業務件数)_____
(年度の業務稼働件数)

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「財団法人日本建設情報統合センター・コリンズ・テクリスセンター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
稼働件数：当該年度に稼働(繰越、翌年度に繰越)する業務(含)
※営繕業務は集計対象外

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)			
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.49	0.49	0.46	鳥取県	0.44	0.42	0.47	島根県	0.46	0.47	0.49	岡山県	0.49	0.43	0.45	広島県	0.43	0.42	0.46	山口県	0.48	0.45	0.45
警察庁 中国四国管区警察局	—	—	—	鳥取市				松江市				岡山市	0.49	0.51	0.51	広島市	0.46	0.44	0.45	山口市			
財務省 中国財務局	1.00	1.00	0.67	米子市				浜田市				倉敷市				三原市				下関市			
財務省 広島国税局	—	—	—	倉吉市				出雲市				津山市				呉市				宇部市			
農林水産省 中国四国農政局	—	—	1.00	境港市				益田市				玉野市				竹原市				萩市			
林野庁 近畿中国森林管理局	0.57	0.73	0.70	岩美町				大田市				笠岡市				尾道市				防府市			
国土交通省 中国運輸局	—	1.00	1.00	若桜町				安来市				井原市				福山市				下松市			
国土交通省 大阪航空局	0.66	—	0.69	智頭町				江津市				総社市				府中市				岩国市			
海上保安庁 第六管区海上保安本部	1.00	—	—	八頭町				雲南市				高梁市				三次市				光市			
環境省 中国四国地方環境事務所	0.80	0.75	1.00	三朝町				奥出雲町				新見市				庄原市				長門市			
防衛省 中国四国防衛局	0.30	0.29	0.42	湯梨浜町				飯南町				備前市				大竹市				柳井市			
広島高等裁判所	0.83	—	—	琴浦町				川本町				瀬戸内市				東広島市				美祢市			
西日本高速道路(株) 中国支社	0.48	0.41	0.43	北栄町				美郷町				赤磐市				廿日市市				周南市			
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.36	0.40	—	日吉津村				邑南町				真庭市				安芸高田市				山陽小野田市			
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	0.50	1.00	1.00	大山町				津和野町				美作市				江田島市				周防大島町			
広島高速道路公社	0.39	0.32	0.41	南部町				吉賀町				浅口市				府中町				和木町			
日本下水道事業団	—	—	—	伯耆町				海士町				和気町				海田町				上関町			
実績値	0.50	0.47	0.47	日南町				西ノ島町				早島町				熊野町				田布施町			
				日野町				知夫村				里庄町				坂町				平生町			
				江府町				隠岐の島町				矢掛町				安芸太田町				阿武町			
				実績値	0.44	0.42	0.47	実績値	0.46	0.47	0.49	新庄村				北広島町				実績値		0.45	0.45
												鏡野町				大崎上島町							
												勝央町				世羅町							
												奈義町				神石高原町							
												西栗倉村				実績値	0.44	0.43	0.46				
												久米南町											
												美咲町											
												吉備中央町											
												実績値	0.49	0.45	0.46								

目標値 0.40
(R5)

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)
指標⑧：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。
実施率(件数)＝ $\frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注業務件数）}}$

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)							
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度				
国土交通省 中国地方整備局	0.94	0.94	0.94	鳥取県	1.00	1.00	1.00	島根県	0.99	0.94	0.99	岡山県	1.00	1.00	1.00	広島県	1.00	1.00	1.00	山口県	0.47	0.53	0.53				
警察庁 中国四国管区警察局	1.00	0.00	0.00	鳥取市		1.00	1.00	松江市		0.86	1.00	岡山市	1.00	1.00	1.00	広島市	1.00	1.00	1.00	山口市		0.62	0.60				
財務省 中国財務局	0.13	0.08	0.00	米子市		1.00	1.00	浜田市		1.00	1.00	倉敷市		1.00	1.00	三原市		0.92	1.00	下関市		1.00	1.00				
財務省 広島国税局	0.25	0.33	0.00	倉吉市		1.00	1.00	出雲市		0.59	0.50	津山市		1.00	1.00	呉市		1.00	1.00	宇部市		1.00	1.00				
農林水産省 中国四国農政局	1.00	1.00	1.00	境港市		1.00	1.00	益田市		1.00	1.00	玉野市		0.00	0.00	竹原市		1.00	1.00	萩市		0.00	0.00				
林野庁 近畿中国森林管理局	0.89	0.27	－	岩美町		1.00	1.00	大田市		0.26	0.18	笠岡市		1.00	1.00	尾道市		1.00	1.00	防府市		0.56	0.39				
国土交通省 中国運輸局	0.00	0.00	0.00	若桜町		0.00	1.00	安来市		1.00	1.00	井原市		0.00	0.00	福山市		1.00	1.00	下松市		0.00	0.07				
国土交通省 大阪航空局	0.45	－	－	智頭町		0.76	1.00	江津市		0.00	0.00	総社市		1.00	1.00	府中市		1.00	1.00	岩国市		1.00	0.29				
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.00	0.00	0.00	八頭町		1.00	1.00	雲南市		0.38	0.79	高梁市		1.00	1.00	三次市		0.49	0.64	光市		0.00	0.00				
環境省 中国四国地方環境事務所	0.20	0.33	1.00	三朝町		0.00	0.00	奥出雲町		0.00	0.00	新見市		0.80	1.00	庄原市		0.65	1.00	長門市		0.00	0.31				
防衛省 中国四国防衛局	1.00	1.00	－	湯梨浜町		1.00	0.00	飯南町		0.00	0.00	備前市		1.00	1.00	大竹市		1.00	1.00	柳井市		0.00	0.00				
広島高等裁判所	1.00	－	0.00	琴浦町		0.00	0.00	川本町		0.00	0.00	瀬戸内市		1.00	1.00	東広島市		1.00	1.00	美祢市		0.00	0.00				
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	1.00	1.00	北栄町		0.00	0.00	美郷町		0.00	0.00	赤磐市		0.00	0.00	廿日市市		1.00	1.00	周南市		0.00	0.10				
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.00	0.00	－	日吉津村		0.00	0.00	邑南町		0.00	1.00	真庭市		1.00	1.00	安芸高田市		1.00	1.00	山陽小野田市		0.26	0.42				
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	0.00	0.00	0.00	大山町		0.00	0.00	津和野町		1.00	1.00	美作市		1.00	1.00	江田島市		0.00	0.00	周防大島町		0.18	0.11				
広島高速道路公社	1.00	1.00	1.00	南部町		0.00	0.00	吉賀町		1.00	1.00	浅口市		0.00	0.00	府中町		1.00	1.00	和木町		0.00	0.00				
日本下水道事業団	1.00	1.00	1.00	伯耆町		1.00	0.00	海士町		0.00	0.00	和気町		1.00	0.00	海田町		－	1.00	上関町		0.00	0.00				
実績値	0.92	0.82	0.93	日南町		0.00	0.00	西ノ島町		0.00	0.00	早島町		1.00	1.00	熊野町		0.00	1.00	田布施町		0.06	0.07				
				日野町		0.00	0.00	知夫村		0.00	－	里庄町		0.00	0.00	坂町		1.00	1.00	平生町		0.00	0.00				
				江府町		0.00	0.00	隠岐の島町		0.00	0.00	矢掛町		0.87	1.00	安芸太田町		1.00	1.00	阿武町		0.00	0.00				
				実績値	1.00	0.82	0.87	実績値	0.99	0.78	0.81	新庄村		1.00	1.00	北広島町		1.00	1.00	実績値		0.48	0.47				
												鏡野町		1.00	1.00	大崎上島町		1.00	1.00								
												勝央町		1.00	1.00	世羅町		1.00	1.00								
												奈義町		1.00	1.00	神石高原町		0.14	1.00								
												西粟倉村		1.00	1.00	実績値	1.00	0.95	0.99								
												久米南町		1.00	1.00												
												美咲町		1.00	1.00												
												吉備中央町		1.00	0.00	実績値	1.00	0.94	0.93								
												実績値	1.00	0.94	0.93												

目標値

1.00

目標値 1.00

令和3・4・5年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(中国ブロック独自指標)
指標⑨：ウィークリースタンスの実施

◎：特記仕様書等への位置づけ、かつ課題確認、改善に努めている。
○：特記仕様書等への位置づけはしているが、課題確認はしていない。
▲：ウィークリースタンスの取組について検討中。
×：未実施

国等機関 (全16機関)				鳥取県内 (全20機関)				島根県内 (全20機関)				岡山県内 (全28機関)				広島県内 (全24機関)				山口県内 (全20機関)			
発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度	発注機関名	R3達成度	R4達成度	R5達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	◎	◎	鳥取県	○	○	○	島根県	◎	◎	◎	岡山県	◎	◎	◎	広島県	◎	◎	◎	山口県	○	◎	◎
警察庁 中国四国管区警察局	▲	×	▲	鳥取市	○	○	○	松江市	○	○	◎	岡山市	○	○	○	広島市	◎	◎	◎	山口市	▲	▲	▲
財務省 中国財務局	×	×	×	米子市	○	○	○	浜田市	○	◎	○	倉敷市	○	○	○	三原市	×	×	×	下関市	×	×	◎
財務省 広島国税局	◎	×	×	倉吉市	○	○	○	出雲市	▲	◎	○	津山市	×	▲	○	呉市	×	▲	▲	宇部市	×	×	○
農林水産省 中国四国農政局	○	○	○	境港市	○	○	○	益田市	○	◎	◎	玉野市	×	×	▲	竹原市	×	×	×	萩市	×	×	○
林野庁 近畿中国森林管理局	×	▲	▲	岩美町	○	▲	○	大田市	○	◎	◎	笠岡市	×	×	×	尾道市	×	▲	×	防府市	×	×	○
国土交通省 中国運輸局	○	○	○	若桜町	×	▲	▲	安来市	×	▲	○	井原市	×	×	×	福山市	▲	▲	▲	下松市	○	○	○
国土交通省 大阪航空局	◎	-	×	智頭町	×	×	×	江津市	×	×	×	総社市	×	×	×	府中市	×	×	×	岩国市	▲	▲	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	▲	▲	▲	八頭町	×	×	×	雲南市	▲	▲	◎	高梁市	○	○	◎	三次市	×	×	×	光市	×	×	▲
環境省 中国四国地方環境事務所	▲	○	○	三朝町	▲	▲	▲	奥出雲町	▲	◎	◎	新見市	×	▲	×	庄原市	▲	○	○	長門市	×	▲	○
防衛省 中国四国防衛局	○	×	×	湯梨浜町	○	○	○	飯南町	▲	▲	▲	備前市	×	×	×	大竹市	▲	▲	▲	柳井市	×	×	◎
広島高等裁判所	▲	-	×	琴浦町	○	×	×	川本町	×	×	×	瀬戸内市	○	○	○	東広島市	▲	▲	▲	美祢市	▲	○	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	◎	◎	北栄町	○	○	○	美郷町	×	×	×	赤磐市	×	×	×	廿日市市	×	×	×	周南市	×	○	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	○	○	○	日吉津村	×	▲	▲	邑南町	×	×	▲	真庭市	×	×	×	安芸高田市	×	▲	▲	山陽小野田市	▲	◎	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 広島環境技術センター	▲	×	×	大山町	×	×	×	津和野町	×	▲	×	美作市	×	○	○	江田島市	○	○	○	周防大島町	○	○	○
広島高速道路公社	◎	◎	◎	南部町	×	×	×	吉賀町	×	○	◎	浅口市	▲	▲	×	府中町	×	×	×	和木町	×	×	×
日本下水道事業団	▲	○	○	伯耆町	×	×	▲	海士町	×	×	×	和気町	▲	×	▲	海田町	×	×	×	上関町	▲	▲	▲
達成率 ※◎又は○の機関数	53%	53%	47%	日南町	×	▲	▲	西ノ島町	×	▲	▲	早島町	×	×	×	熊野町	×	×	×	田布施町	▲	○	○
	9/17	8/15	8/17	日野町	○	○	○	知夫村	▲	▲	×	里庄町	×	×	×	坂町	×	×	×	平生町	×	×	○
				江府町	×	×	×	隠岐の島町	×	▲	▲	矢掛町	×	×	▲	安芸太田町	×	×	×	阿武町	▲	▲	▲
				達成率	50%	40%	45%	達成率	25%	40%	50%	新庄村	×	×	×	北広島町	○	×	▲	達成率		35%	75%
				※◎又は○の機関数	10/20	8/20	9/20	※◎又は○の機関数	5/20	8/20	10/20	鏡野町	×	▲	▲	大崎上島町	○	▲	×	※◎又は○の機関数	3/20	7/20	15/20
												勝央町	×	×	×	世羅町	×	▲	▲				
												奈義町	▲	×	×	神石高原町	×	×	×				
												西栗倉村	×	▲	▲	達成率	21%	17%	17%				
												久米南町	×	×	○	※◎又は○の機関数	5/24	4/24	4/24				
												美咲町	×	▲	▲								
												吉備中央町	×	×	×								
												達成率	18%	21%	29%								
												※◎又は○の機関数	5/28	6/28	8/28								

目標値 100%

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料

公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和6年度 改正内容

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

建設業法 ・ 入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第7項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項、第4項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、一次下請、孫請等の下請業者も含む全ての請負業者

休日の確保の推進（１）（基本理念、公共工事等を実施する者）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（受注者等の責務）

第八条（略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

休日の確保の推進（２）（国、地方公共団体）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条

2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

処遇改善の推進（１）（国、公共工事等を実施する者）

■背景

公共工事の担い手確保のため、公共工事に従事する者の処遇改善のさらなる推進が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

処遇改善の推進（２）（発注者）

■背景

地方公共団体による発注工事を中心に、資材高騰等を受けた価格転嫁が円滑に進んでいない。
適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せの防止が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

改正のポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

担い手確保のための環境整備（国、地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、担い手確保のための様々な取組が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

■背景

将来的な安定経営への見通しが持てないこと等により地域建設業者の数が減少。
地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれ。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（１）（発注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（２）（発注者、受注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

（受注者等の責務）

第八条

- 5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（１）（基本理念）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

13 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（２）（発注者、国・特殊法人・地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（３）（基本理念、発注者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条（略）

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（４）（公共工事等を実施する者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（受注者等の責務）

第八条

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（５）（基本理念）

■背景

脱炭素化が国際的スタンダードかつ政府の重要施策となっており、公共工事においても「環境の保全」(第1条)に一層寄与できる脱炭素化の取組(GX)の強化が求められている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化(脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。)に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

技術開発の推進（基本理念、国）

■背景

新技術の開発は、短期的なコスト回収が難しく積極的に行われにくいいため、技術進歩の停滞や将来的な品質確保への支障が懸念される。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（１）（国、都道府県）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二條

5 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三條 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（２）（国、国土交通大臣）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正入契法 本文（抜粋）

（適正化指針の策定等）

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること

（要請等）

第二十条

3 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（３）（国、特殊法人、地方公共団体）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント【令和2年改正】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8
月
を
目
処

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

中国ブロックにおける設定指標に対する令和6年度の 取組方針について



各指標の解説(取り組み方針)について

■工事においては、全国統一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

①地域平準化率(施工時期の平準化)

【国:0.90 鳥取県:0.90 島根県:0.90 岡山県:0.90 広島県:0.90 山口県:0.90】

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

【市町村までを対象。R6以降の全工事、原則発注者指定(全市町村含む)】

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

④予定価格の事後公表の実施状況

【導入率1.0】

⑤入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

【導入率1.0】

⑥ICT活用工事(土工)の発注者指定型の取り組み状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国統一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

【全体:0.35】

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

⑨ウイークリースタンスの実施状況

【全業務で実施】

(全国統一指標)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

<取り組み方針>

■県別に目標とする平準化率を設定

	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	目標平準化率			
						R3	R4	R5	R6~R8
中国全体	0.76	0.74	0.76	0.75	0.74	—	—		
国等機関	0.87	0.85	0.87	0.89	0.86	0.875	0.90		
鳥取県内	0.81	0.73	0.71	0.80	0.70	0.85	0.875		
島根県内	0.74	0.68	0.73	0.72	0.74	0.80	0.85	0.9	0.9
岡山県内	0.72	0.71	0.69	0.73	0.68	0.75	0.80		
広島県内	0.74	0.76	0.81	0.75	0.77	0.80	0.85		
山口県内	0.81	0.75	0.74	0.72	0.70	0.85	0.875		

■フォローアップ

○各県発注者協議会において、取り組み方針の確認・周知を図り、年度末には方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等を行う。

2024年度の取組 (中国地方整備局)

■ロードマップ(中国地整)

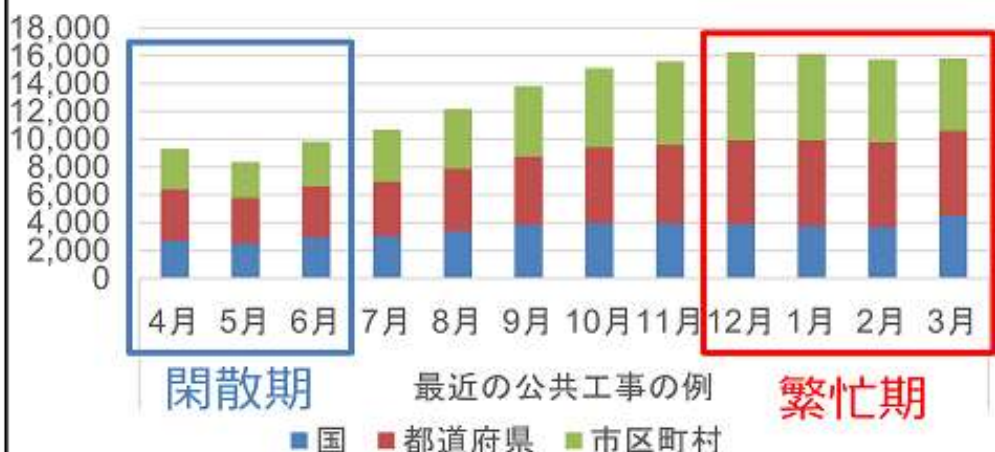
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
						継続		
						平準化率 90%以上		
具体的 取組	取組周知・対応・徹底 ●積極的な要請手続き ●適正な繰越明許 ●適切な工期設定 ●適切な工程管理	●積極的な早期発注 (3割程度) ●積極的な要請手続き ●施工時期に制約のない工 事は全て次年度の平準化率 目標設定(予算要求) ●適正な繰越明許 ●適切な工期設定 ●適切な工程管理	●積極的な早期発注 (3割程度) ●積極的な要請手続き ●令和2年度取組(平 準化率目標含む)全て実施	●目標達成	●継続	●継続 改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～	●継続	●継続

■適切な工期設定を考慮した早期発注手続の積極活用など
(R6年度施策:平準化率90%以上)
■従前より実施している施策の継続

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における1年間の工事出来高の状況

(単位：億円)



出典：国土交通省「建設総合統計」

繁忙期は業務量が多く、人材不足や長時間労働が懸念される
一方、**閑散期**は業務量が少なく、労働者の収入が不安定となる

施工時期の平準化に関する国土交通省の取組

- ・平準化に向けた「さしすせそ」の推進、事例集の公表
 - (さ)債務負担行為の活用
 - (し)柔軟な工期の設定
 - (す)速やかな繰越手続
 - (せ)積算の前倒し
 - (そ)早期執行のための目標設定
- ・施工時期の平準化の取組状況についての「見える化」
- ・市議会議長会等を通じた働きかけ
- ・関係省庁と連名で取組の推進を地方公共団体へ要請

都道府県の平準化率 R4年度0.80(全国)

※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

施工時期の平準化により期待される効果

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

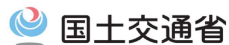
平準化に対する全国各地公体の取組事例等を参考。

国土交通省HP: <https://www.mlit.go.jp/common/001344013.pdf>

地方公共団体における平準化の推進

さしすせそ事例集【第4版】

令和2年4月
土地・建設産業局建設業課
大臣官房技術調査課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次



1. 平準化の概要 3

- 施工時期の平準化 対策の必要性／意義／効果 3
- 平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進) . . . 6
- これまでの経緯／国交省における取組
／対策の進め方／具体的な取組状況 . . . 7
- 平準化推進の進め方 11
- 平準化率の状況(都道府県) 12
- 市区町村における平準化率の分布状況(地域別／都道府県別) . . 13

2. 債務負担行為の活用 15 **さ**

- 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用 21
(都道府県・指定都市／市区／町村)
- ゼロ債務負担行為を積極的に活用している地方公共団体 25
(都道府県・指定都市／市区／町村)
- 交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体 28
(都道府県・指定都市／市区／町村)

3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用) . . . 30 **し**

- 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) 32
(都道府県・指定都市／市区)

4. 速やかな繰越手続 36 **す**

- 速やかな繰越手続 38
(都道府県・指定都市／市区／町村)

5. 積算の前倒し 40 **せ**

- 積算の前倒し 42
(都道府県・指定都市／市区／町村)

6. 早期執行のための目標設定等 43 **そ**

- 上半期の執行率等の目標設定 44
(都道府県・指定都市／市区)
- 発注見通しの公表 45
(市区)

(参考資料) 46

(全国統一指標)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

<取り組み方針>

- R3までは、国・特殊法人等・5県・2政令市が対象。
- R4年度から対象を全ての市町村に拡大。
- R6以降、全ての工事において、原則発注者指定を目指す(全ての機関)。

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R3実績	0.91	0.68	0.61	0.81	0.56	0.54
R4実績	0.90	0.41	0.54	0.56	0.47	0.45
R5実績	0.92	0.63	0.82	0.66	0.42	0.57

※R5実績は全市町村を含む ※値は、受注者希望型も含む。

■フォローアップ

- 各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行う。

2024年度の取組 (中国地方整備局)

■ロードマップ(中国地整)

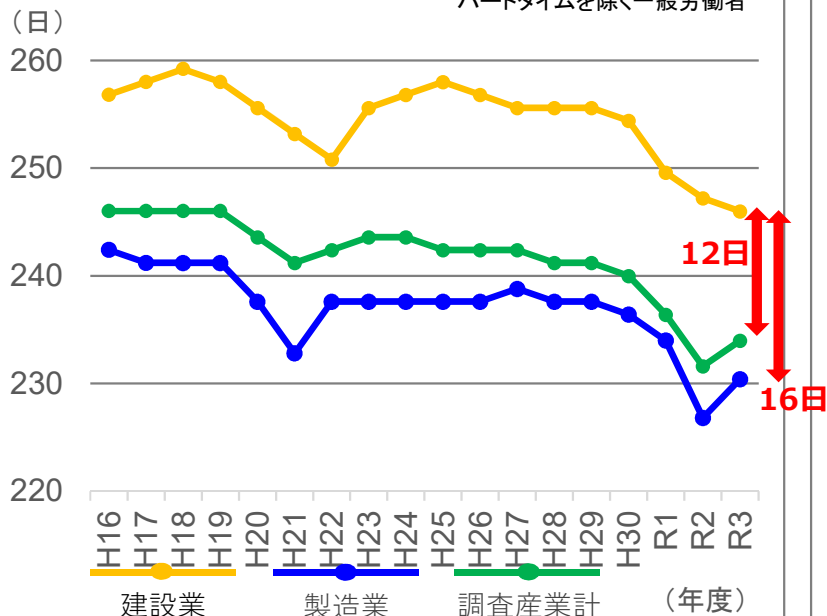
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
						継続		
	70%以上	80%以上	90%以上					
具体的取組	●【拡大】 ○R1.6以降本官工事の一般土木工事を発注者指定方式 ○R1.9以降本官工事のPC上部工事を発注者指定方式 ●【新規】交代制導入：4件 ●【新規】総合評価において加点 ●【新規】公告時工程表の公表	●【拡大】 ○原則、全ての本官工事を発注者指定方式 ○分官：PC、鋼橋工事を発注者指定方式 ●【拡大】 ○全ての希望方式の分官工事へ「開所」、「交代制」の希望を確認徹底 ●【継続】実施企業に総合評価加点 ●【新規】整備局(岡山県、広島県を除く)統一開所日の設定	●【拡大】 ○一般土木工事を発注者指定方式 拡大 ○現場開所 (1億円以上の改築、改修工事) (全てのAs、Cs鋼橋工事) ○交代制 (1億円以上の維持修繕工事) ●【継続】 ○適切な工期設定、工期延期 ○実施企業に総合評価加点	●【拡大】 ○全ての発注者指定方式 拡大 ●【継続】 ○適切な工期設定、工期延期 ○実施企業に総合評価加点	●継続	●継続 改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～	●継続	●継続

- R4年度から原則、全ての工事について発注者指定による週休2日制工事を実施

建設産業における働き方の現状

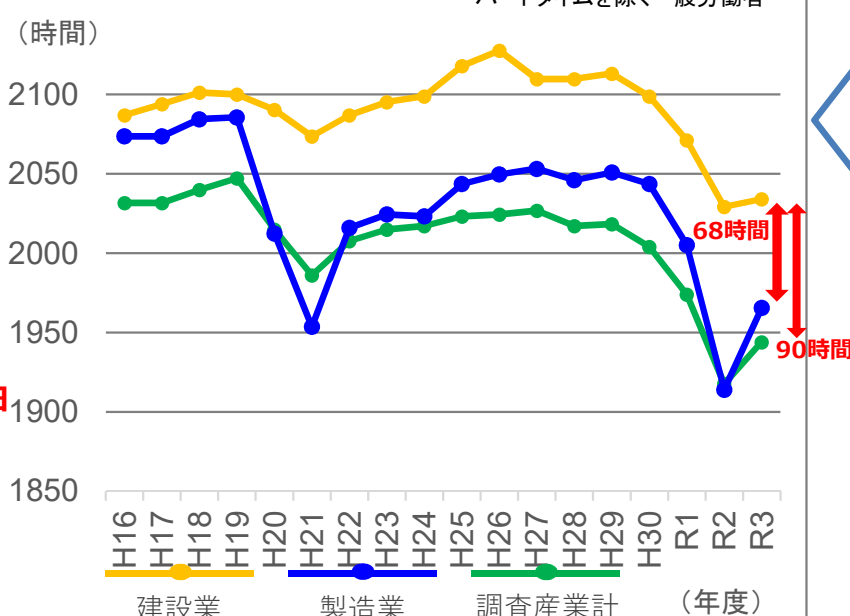
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

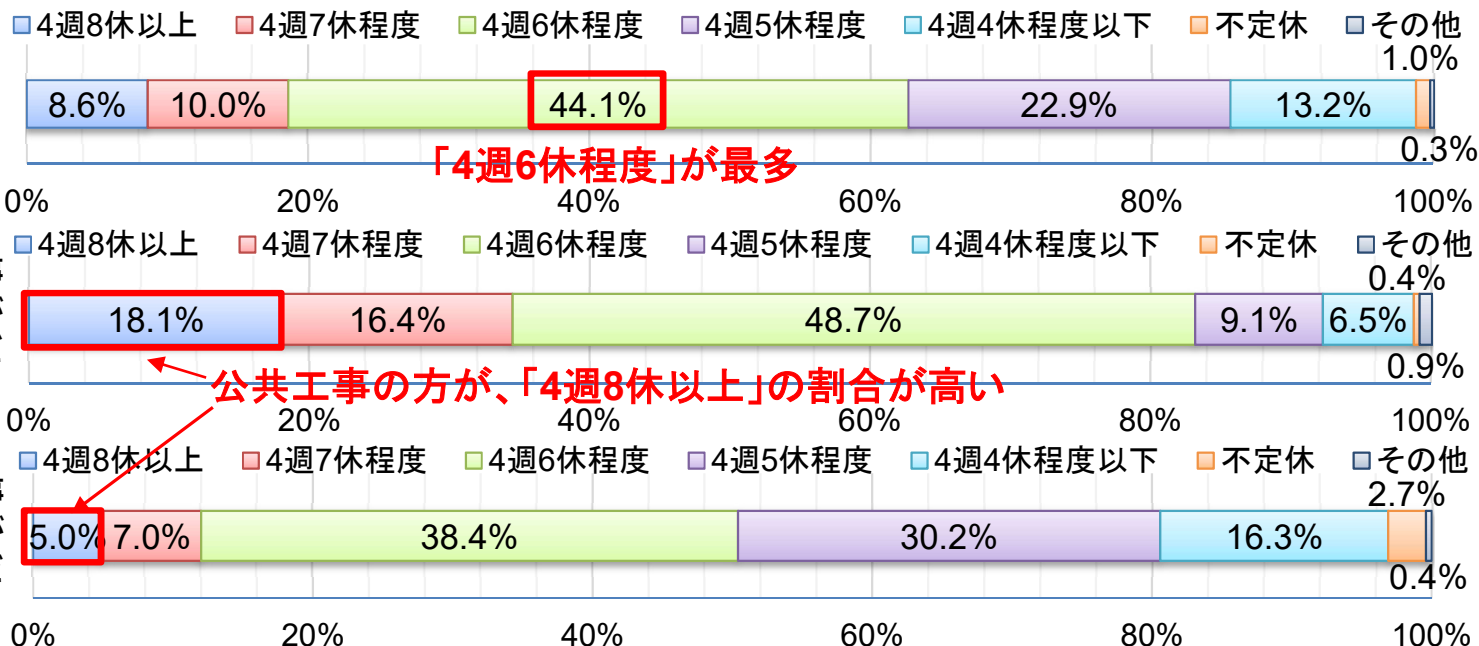
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

	従来の規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、 <u>労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	《同左》 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
↓ 36協定の 限度	《厚生労働大臣告示:強制力なし》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	《労働基準法改正により法定:罰則付き》 (1) ・原則、 月 45時間 かつ 年 360時間(月平均30時間) ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年 720時間(月平均60時間) ② 年 720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a.2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) b.単月 100時間未満(休日出勤を含む) c.原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 従来の制度を適用(猶予期間) ・ 令和 6年4月 一般則を適用 (施行後5年以降)。 <u>ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比；+5.9% (平成24年度比；+75.3%)
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；+6.2% (平成24年度比；+75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

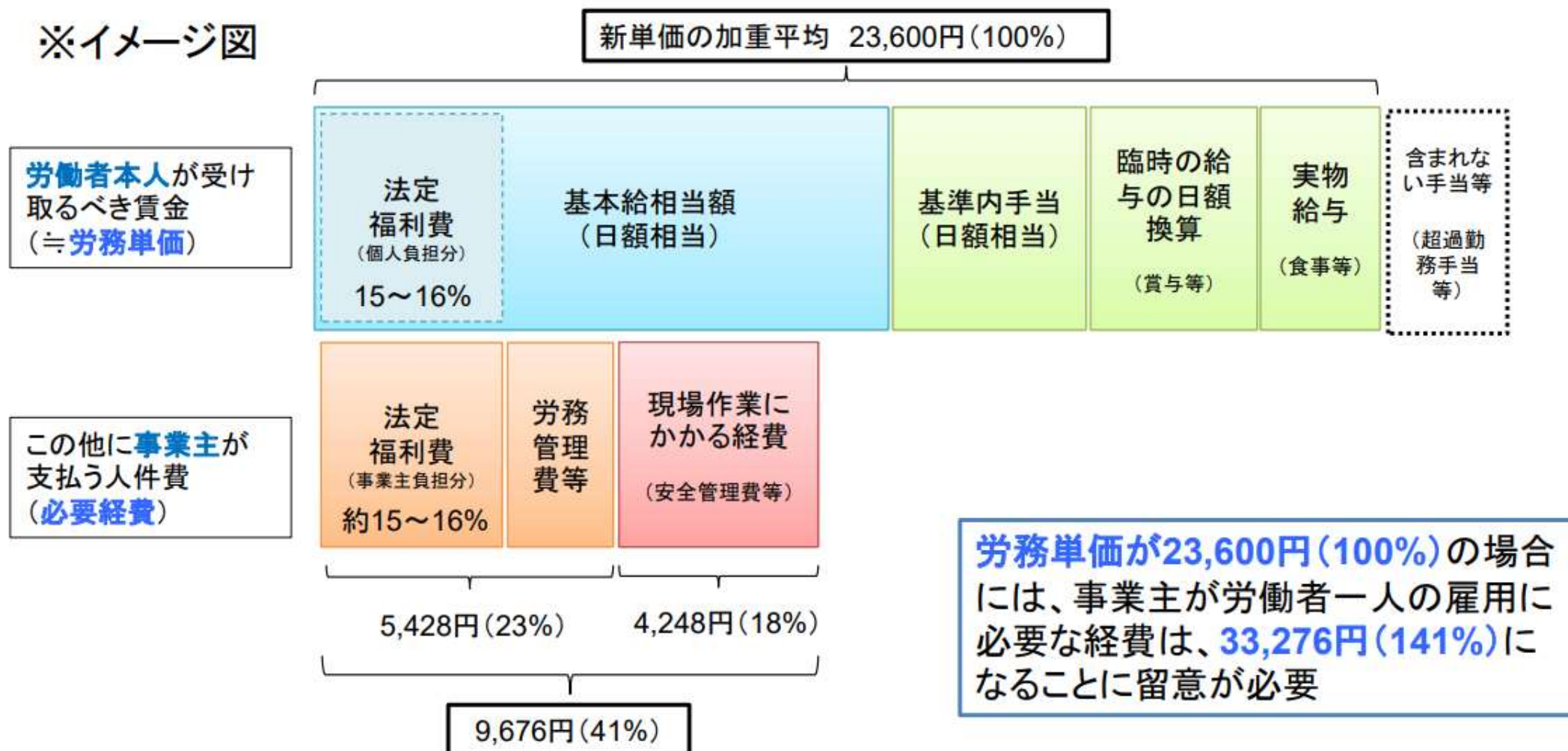
主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手（一般）	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手（特殊）	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき**必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引くことは不当行為**

※イメージ図





N o.	対象工事	公告時発注方式	入札時の予定価格 作成	工事着手前	精算変更時
1	■本官工事	発注者指定方式 (現場閉所)	月単位の週休2日 適用工事(4週8 休以上)補正係数 を乗じる	現場閉所の計画を明 記した施工計画書を 提出	実施状況が月単位の4週8休未満の 場合は、通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)の補正係数に変更。 また、実施状況が通期の4週8休未 満の場合は、補正係数を除した変更 を行う。
2	■分任官工事	受注者希望方式 (受注者選択) ①「現場閉所(月単位)」 ②「現場閉所(通期)」 ③「交替制(月単位)」 ④「交替制(通期)」	月単位の週休2日 適用工事(4週8 休以上)補正係数 を乗じる	受注者が次のいずれ かを選択し、施工計 画書に明示して提出 ①「現場閉所(月単位)」 ②「現場閉所(通期)」 ③「交替制(月単位)」 ④「交替制(通期)」	【現場閉所の場合】 実施状況が月単位の4週8休未満の 場合は、通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)の補正係数に変更。 また、実施状況が通期の4週8休未 満の場合は、補正係数を除した変更 を行う。 【交替制の場合】 月単位の週休2日交替制適用工事 (4週8休以上)の補正係数に変更 する。 ただし、実施状況が月単位の4週8 休未満の場合は、通期の週休2日交 替制適用工事(4週8休以上)の補 正係数に変更。また、実施状況が通 期の4週8休未満の場合は、補正係 数を除した変更を行う。

一斉閉所の呼びかけ

		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R5年度取組み		第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	月2回以上土曜日	第2、第4土曜日
R6年度取組み		継続	継続	継続	継続	拡大
		第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	月2回以上土曜日	毎週
協力団体	国交省 (港湾除く)	事務所	松国、出雲、浜田	事務(管理)所	事務(管理)所	山口、山陰西部
	農水省	—	宍道湖西海岸農地整備事業所 島根森林管理署	事務(業)所	事務(業)所	南周防農地整備事務所
	県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
	市町村	市町村	市町村	市町村	市町	市町
	NEXCO	西日本高速道路株式会社 中国支社				
	地元協会	鳥取県建設業協会	島根県建設業協会	岡山県建設業協会	広島県建設業協会	山口県建設業協会
			島根県建設産業団体連合会		広島県建設産業団体連合会	
地区協会		日本建設業協会連合会 中国支部、日本道路建設業協会 中国支部、日本橋梁協会、日本プレストレスト・コンクリート建設業協会 中国支部				

毎月第2・第4土曜日お休み

鳥取県内の公共工事

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

国土交通省 中国地方整備局 鳥取県内事務所、鳥取県、鳥取県内市町村、
西日本高速道路(株)中国支社、(一社)鳥取県建設業協会、
(一社)日本建設業連合会中国支部、(一社)日本道路建設業協会中国支部、
(一社)日本橋梁建設協会、(一社)日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

鳥取県

進めよう働き方改革
週休二日制普及促進DAY

毎月第2・第4土曜日

ココロもカラダも
リフレッシュ!

鳥取県内市町村、鳥取県、鳥取県内市町村、
西日本高速道路(株)中国支社、(一社)鳥取県建設業協会、
(一社)日本建設業連合会中国支部、(一社)日本道路建設業協会中国支部、
(一社)日本橋梁建設協会、(一社)日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

島根県

令和5年度
第2第4土曜日
一斉土曜閉所

みんなで休もう!
公共工事!

進めよう働き方改革!

心も体もリフレッシュ

鳥取県内市町村、鳥取県、鳥取県内市町村、
西日本高速道路(株)中国支社、(一社)鳥取県建設業協会、
(一社)日本建設業連合会中国支部、(一社)日本道路建設業協会中国支部、
(一社)日本橋梁建設協会、(一社)日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

岡山県

お知らせ 月2回以上、公共工事を
土曜日は休みましょう

土曜日じゃけえ
休みにしょおやあ!

鳥取県内市町村、鳥取県、鳥取県内市町村、
西日本高速道路(株)中国支社、(一社)鳥取県建設業協会、
(一社)日本建設業連合会中国支部、(一社)日本道路建設業協会中国支部、
(一社)日本橋梁建設協会、(一社)日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

広島県

公共工事の一斉土曜閉所

令和5年度 毎月第2・4土曜日 現場閉所

皆で力を合わせれば何事も成し得る。
魅力ある建設業の実現のため、休日をとれる職場環境を目指し
業界「一心」となつて山口県の公共工事を一斉にお休みします。

鳥取県内市町村、鳥取県、鳥取県内市町村、
西日本高速道路(株)中国支社、(一社)鳥取県建設業協会、
(一社)日本建設業連合会中国支部、(一社)日本道路建設業協会中国支部、
(一社)日本橋梁建設協会、(一社)日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部

山口県

【参考】令和6年度の直轄土木工事の発注方針(国土交通省)

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体(通期)の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針(イメージ案)



※原則の対象外: 緊急復旧工事を想定

(全国統一指標)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む

	国等機関	鳥取県内	島根県内	岡山県内	広島県内	山口県内
R3実績	0.94	0.92	0.90	0.98	0.99	0.96
R4実績	0.94	0.90	0.91	1	1.00	0.98
R5実績	0.96	0.93	0.89	1.00	1.00	0.98

■フォローアップ

- 2月頃、各県発注者協議会で取り組み方針に対する結果や課題等を確認するとともに、未導入の発注機関に対して取り組みを促す。

ダンピング対策について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。



将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずる

〔ダンピング対策〕低入札価格基準の計算式の改定

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

R4.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税

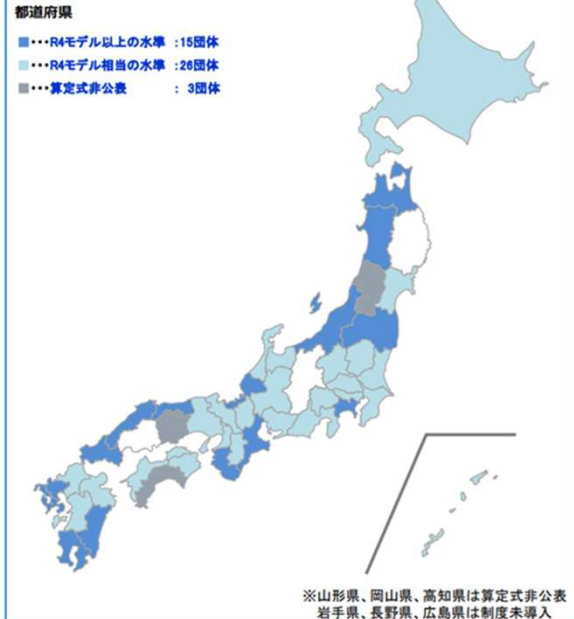
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

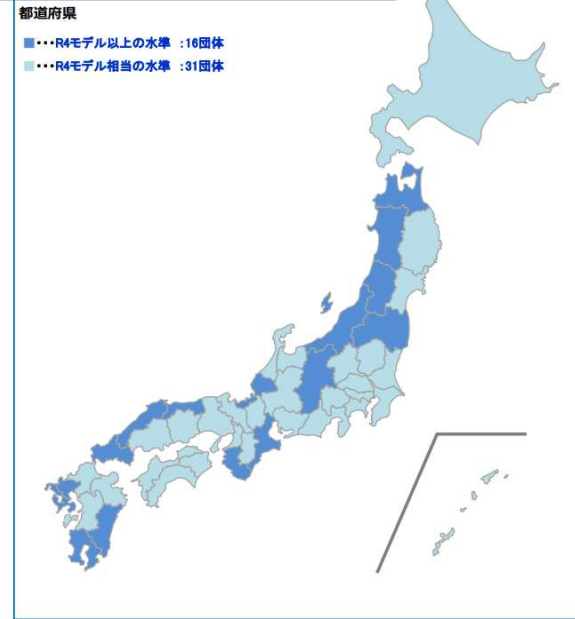
- 都道府県は、最低制限価格・調査基準価格ともに **全ての団体※で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用**
- 「最低制限価格制度」又は「低入札価格調査制度」の **いずれも未導入の市区町村は全国で72団体まで減少**
- 市区町村は、算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約6割を超える団体が最新の中央公契連モデルを採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

最低制限価格算定式の設定水準



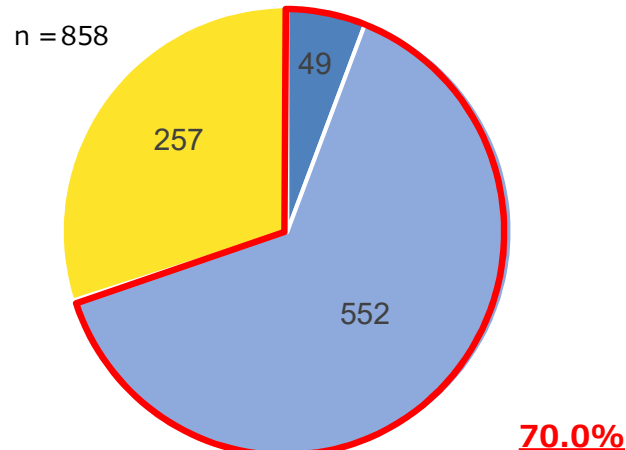
調査基準価格算定式の設定水準



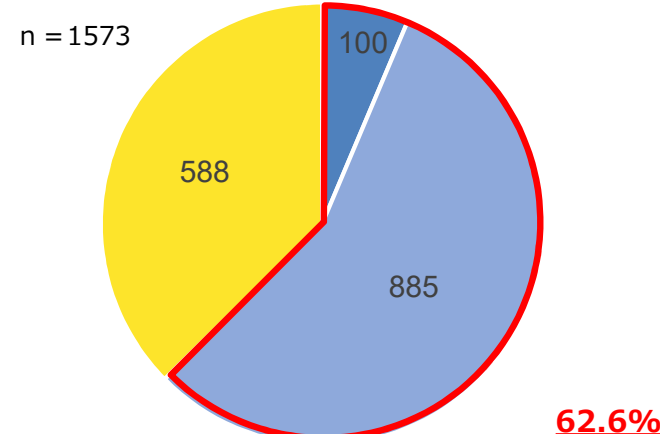
いずれの制度も未導入の団体

H18 484 団体
↓
H20 359 団体
↓
H24 232 団体
↓
H29 126 団体
↓
H30 109 団体
↓
R 2 88 団体
↓
R 3 81 団体
↓
R 4 73 団体
↓
R 5 72 団体

市区町村



市区町村



■・・・R4年公契連モデル以上の水準
■・・・R4年公契連モデル相当の水準
■・・・H31年公契連モデル相当の水準
その他の水準、算定式非公表

※ 算定式非公表団体のうち、使用しているモデルが判明している団体の回答は、それぞれの項目に振り分けて集計している。

(中国ブロック独自指標)

④ 予定価格の事後公表の実施状況

予定価格の事後公表を実施している割合

＜取り組み方針＞

- 事前公表による建設企業の競争力低下などについて検証を行う。
- 事前公表または事後公表のいずれも実施していない自治体に対しては、目的を理解してもらい、公表に向けた関係部署内の調整を進めるよう促す。
- フォローアップ
 - 令和5年度は、事前公表を実施している自治体について、建設企業が適切に積算を実施し入札を行っているか(技術力低下を防止する措置)等の具体的な対策内容について確認を行い、その実施結果を検証する。

＜令和5年度の達成状況＞

	予定価事後公表の実施状況					
	R3実績		R4実績		R5実績	
国等	100%	17/17	93%	14/15	94%	16/17
鳥取県	65%	13/20	75%	15/20	70%	14/20
島根県	40%	8/20	40%	8/20	35%	7/20
岡山県	68%	19/28	75%	21/28	71%	20/28
広島県	63%	15/24	54%	13/24	58%	14/24
山口県	95%	19/20	90%	18/20	90%	18/20
全体	71%	91/129	70%	89/127	69%	89/129

(中国ブロック独自指標)

⑤入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

総合評価落札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

<取り組み方針>

- 総合評価落札方式の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における適用基準の整備状況、適切に発注しているか否かの確認を行う。

<令和5度の達成状況>

	総合評価落札方式の設定状況					
	R3実績		R4実績		R5実績	
国等	88%	15/17	80%	12/15	82%	14/17
鳥取県	50%	10/20	55%	11/20	60%	12/20
島根県	60%	12/20	55%	11/20	70%	14/20
岡山県	68%	19/28	71%	20/28	71%	20/28
広島県	92%	22/24	92%	22/24	96%	23/24
山口県	90%	18/20	90%	18/20	90%	18/20
全体	74%	95/129	74%	94/127	78%	101/129

(中国ブロック独自指標)

⑥ICT活用工事(土工)の発注者指定型取り組み状況

国、特殊法人等、県政令市において、ICT活用工事(土工)(発注者指定型)に取り組んでいる割合

<取り組み方針>

■ICT活用工事(土工)の発注者指定型の
施状況、要領等の策定状況を確認。

■現在のICT活用工事(土工)の活用状況
を確認するとともに、更なるICT活用工事
の促進に向けて取り組む。

■フォローアップ

○各県発注者協議会で、市町村を含めた
取組み結果や課題の確認を行うとともに、
取組みを促す。

【全国の実施状況(国土交通省、都道府県・政令市)】

<国土交通省の実施状況>

単位:件

工種	2016年度 [平成28年度]		2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]		2021年度 [令和3年度]		2022年度 [令和4年度]	
	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	2,246	1,799	2,420	1,994	2,313	1,933	2,072	1,790
舗装工	—	—	201	79	203	80	340	233	543	342	384	249	357	226
浚渫工(港湾)	—	—	28	24	62	57	63	57	64	63	74	72	55	55
浚渫工(河川)	—	—	—	—	8	8	39	34	28	28	42	41	23	22
地盤改良工	—	—	—	—	—	—	22	9	151	123	189	162	206	170
合計	1,625	584	2,175	912	1,947	1,104	2,397	1,890	2,942	2,396	2,685	2,264	2,379	2,064
実施率	36%		42%		57%		79%		81%		84%		87%	

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※複数工種を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
※営繕工事を除く。

<都道府県・政令市の実施状況>

単位:件

工種	2016年度 [平成28年度]	2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]		2021年度 [令和3年度]		2022年度 [令和4年度]	
	公告 件数	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土工	84	870	291	2,428	523	3,970	1,136	7,811	1,624	11,841	2,454	13,429	2,802
実施率		33%		22%		29%		21%		21%		21%	

時間外労働上限規制適用後の諸課題、取組

①中国地整では、これまで新年度の事業執行において取り組むべき留意事項について、過年度の取組も含め整理。年度当初に事務連絡として発出するとともに、機会を捉え、職員に説明



働き方改革の推進！生産性向上のために！

②令和6年4月の時間外労働時間の上限規制の適用開始にあわせ、様々な施策を展開

生産性向上

- ・中国地方整備局インフラDX推進計画2024に基づく取り組み推進
- ・ICT施工の拡大(施工データの見える化)
- ・BIM/CIM活用の拡大(データ連携)
- ・プレキャスト化の推進(プレキャスト工法選定マニュアル)
- ・人材育成(インフラDXセンターの活用)

発注者

連 携

受注者

働き方改革

- ・施工時期の平準化
- ・適切な工期設定(余裕期間制度の活用、不稼働日数等の適切な設定)
- ・週休2日の促進(月単位の週休2日適用、土曜一斉閉所の呼びかけ)
- ・工事書類の簡素化(土木工事書類スリム化の手引き、書類限定型検査)
- ・ウィークリースタンスの徹底
- ・ワンデーレスポンスの徹底
- ・適切な設計変更(設計変更審査会・三者会議の活用)

※直近における新たな取り組み(下線)

事務連絡の項目 (積上げ整理)

- 事業執行
 - ・プロジェクトマネジメントの徹底
- 生産性向上と働き方改革
 - ・インフラDXの推進
 - ・コンクリート工の生産性向上
 - ・新技術活用の促進
- 入札関係不祥事の防止対策
- 予定価格調書作成時のチェック体制強化
- 計画的な発注計画
- 適切な工期設定
 - ・工事工程の確保
 - ・工程の共同管理
 - ・条件明示マニュアルの活用
 - ・余裕期間制度の積極的な活用
 - ・週休2日の推進
- 入札及び契約手続き
 - ・設計・積算の適切な実施
 - ・工事・業務発注に伴う入札・契約手続き
 - ・概算発注、詳細設計付工事発注
- 施工・監督・契約変更・検査の円滑な実施
 - ・工事請負契約に係る
 - 設計・契約変更ガイドラインの遵守
 - ・工事一時中止に係るガイドラインの遵守
 - ・設計変更審査会の開催
 - ・ワンデーレスポンスの実施
 - ・ウィークリースタンスの徹底
 - ・三者会議
 - ・工事書類の簡素化
 - ・工事及び業務の検査、評定

i-Construction = 『建設現場の生産性向上の取組』 ～働き方改革～

【石井国交大臣会見(H27.11.24)】

※「建設現場の生産性向上に向けて、測量・設計から、施工、さらに管理にいたる全プロセスにおいて、情報化を前提とした新基準を来年度より導入する」
「これらの取り組みをi-Constructionと名付け、一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場を目指していきたい」

【i-Constructionの位置付け】

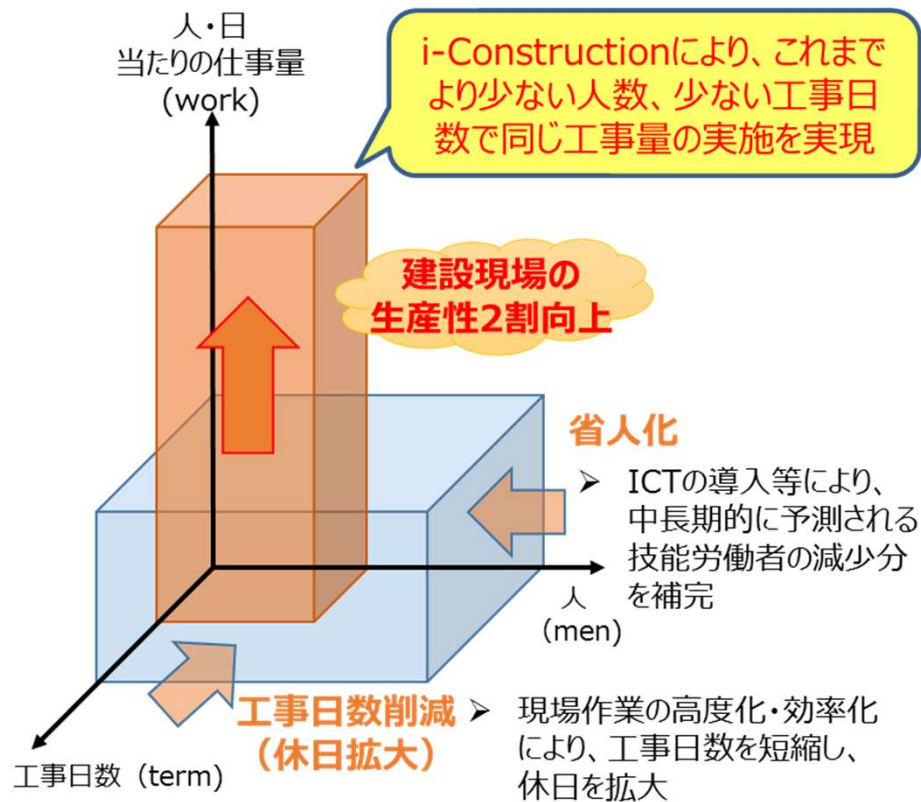
日本経済再生本部が設置した未来投資会議(議長 首相)において策定した「未来投資戦略」に位置付け(平成28年9月12日第1回未来投資会議開催)

※日本経済再生本部...我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、必要な経済対策の実施や成長戦略の実現のための司令塔として日本経済再生本部を設置 (官邸HPより)

i-Construction ～建設現場の生産性向上～

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入
- これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子

①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②ICT建設機械による施工

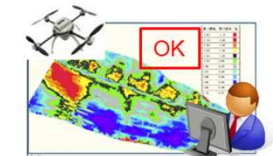
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoTを実施。



3次元設計データ等を通信

③検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



発注者

i-Construction

測量

設計・
施工計画

施工

検査

ICTの土工への活用イメージ (ICT土工)

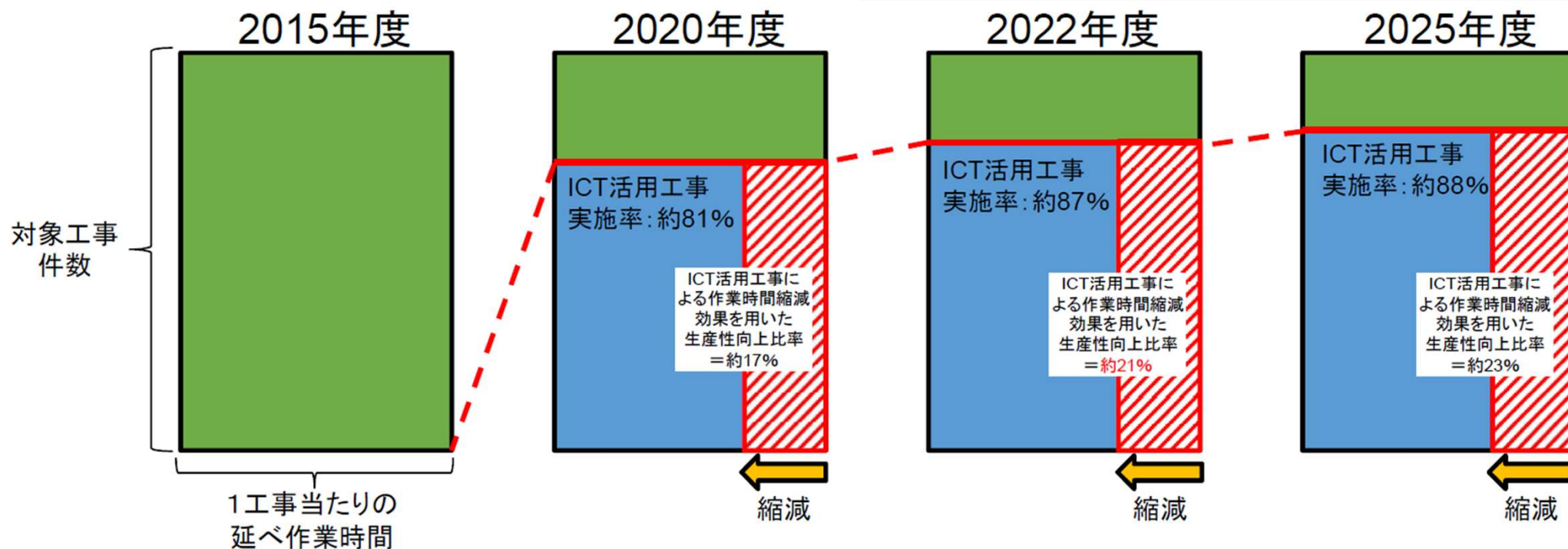
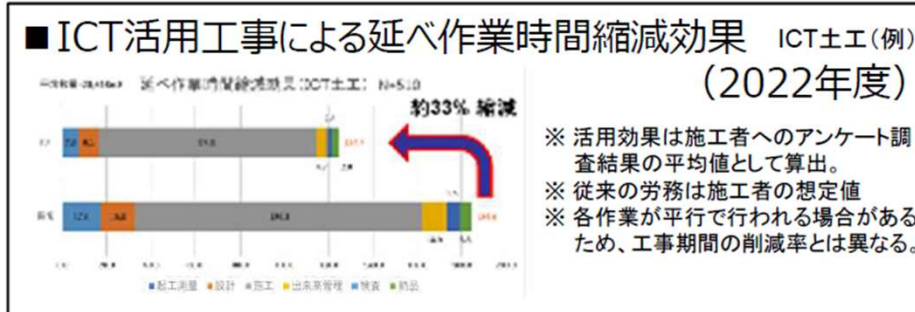
建設分野での生産性の計測(直轄ICT工事を対象)

○国土交通省におけるICT施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上(作業時間短縮効果から算出)を2024年度に実施するなど、ICT施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。

○ICT活用工事が導入されていない2015年度と比較して、2022年度時点で約21%向上。

【生産性向上比率】

$$\text{生産性向上比率} = \frac{\text{ICT活用工事実施件数}}{\text{対象工事件数}} \times \text{ICT活用工事による延べ作業時間短縮効果}$$



ICT活用工事の流れ 【5つの要件】

①3次元起工測量

UAV写真測量
レーザスキャナ
TS等を活用した
3D現況測量

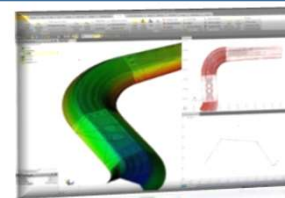


ポイント

- ・ 要求精度の規定
- ・ 点密度の規定
- ・ 計測プロセスの規定
- ・ 精度確認手法の規定

②3次元設計データ作成

発注図書(図面)から
3D設計データを作成する
3D現況測量と合成し管理
用データも作成



③ICT建設機械による施工

3Dマシンコントロール
3Dマシンガイダンス
を利用した施工

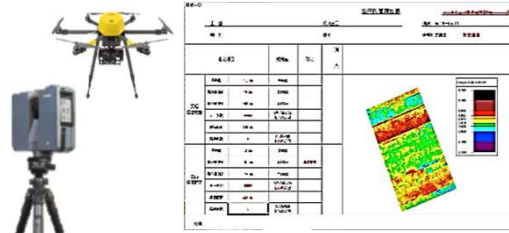


ポイント

- ・ 新たな出来形管理基準
- ・ 新たな出来形管理資料

④3次元出来形管理等の 施工管理

UAV写真測量
レーザスキャナ
を活用した
出来形管理計測

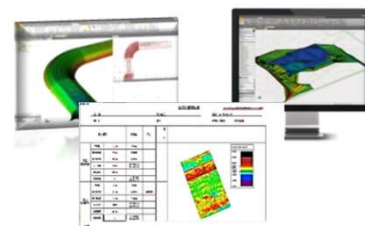


ポイント

- ・ 新たな納品形式
- ・ 書面確認事項
- ・ 実地検査の手法

⑤3次元データの納品と 検査

作成、利用した
3Dデータの納品



【ICTの活用拡大】ICT活用工事の効果及び課題

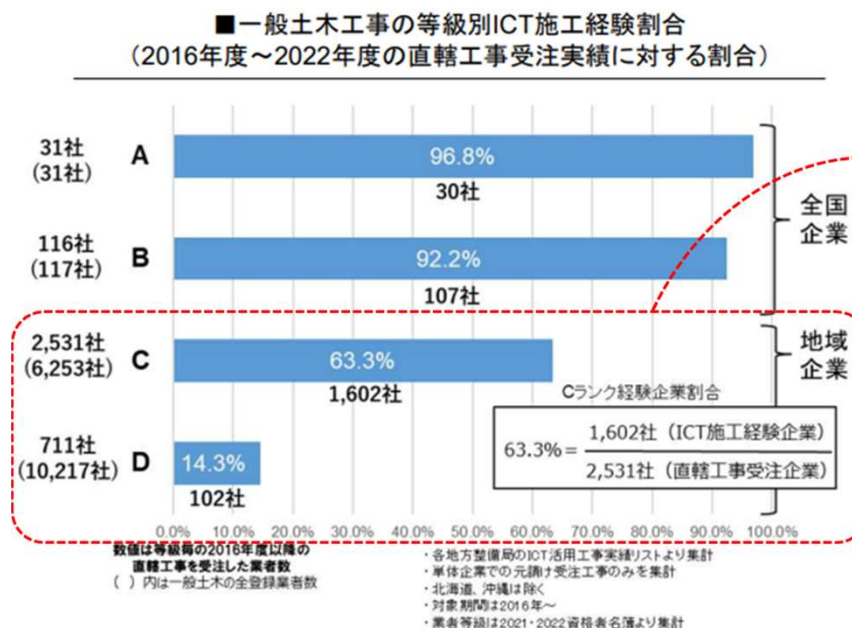
- 施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工や舗装工などにおける延べ作業時間が約3割縮減するなどの生産性向上効果が表れている。
- 一方、**地域を地盤とするC、D等級※の企業は、ICT施工の経験割合は上昇しているが、自治体工事及び民間工事を含めて業界全体へ普及させるため、引き続き、直轄工事での普及拡大が必要。**

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定。中国地整はDランクがない。

<ICT施工の活用効果>



<ICT施工の経験企業の割合>



中国地整管内企業の割合

Cランク企業数: 2,383^{※1}
受注企業数: 182^{※2}
ICT施工経験企業数: 130^{※2}
実施率: 71.4%

※1 一般土木を対象(R5・6有資格者名簿)
※2 H28～R4の一般土木工事を対象

※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和4年度)の平均値として算出。
※ 従来の労務は施工者の想定値
※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

【ICT活用拡大】直轄工事での活用拡大(工種の拡大)

○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充しており、令和3年度から構造物工へのICT活用を推進。令和6年度から既成杭工(鋼管ソイルセメント杭工)の適用を開始
○中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を推進し、令和6年度から付帯道路施設工、電線共同溝工の適用を開始

平成28年度	平成29年 度	平成30年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (予定)
ICT土工								
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)							
	ICT浚渫工(港湾)							
		ICT浚渫工(河川)						
			ICT地盤改良工(令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)					
			ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)					
			ICT付帯構造物設置工					
				ICT舗装工(修繕工)				
				ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)				
					ICT構造物工 (橋脚・橋台) (基礎工(既製杭工)) (基礎工(矢板工)) (基礎工(場所打杭工)) (橋梁上部)			
					・基礎工(既成杭工)拡大 (鋼管ソイルセメント杭)			
					ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)			
					ICT擁壁工			
					小規模工事へ拡大 (小規模土工)			・付帯道路施設工等 ・電線共同溝工
			民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大					

(全国統一指標)

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

<取り組み方針>

■県別に目標とする平準化率（第4四半期設定割合※）

	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	目標平準化率(第4四半期設定割合)			
						R2	R3	R4	R5
中国全体	0.48	0.47	0.47	0.45	0.47	0.50	0.45	0.42	0.40
国等機関	0.55	0.52	0.50	0.47	0.47				
鳥取県内	0.40	0.43	0.44	0.42	0.47				
島根県内	0.41	0.43	0.46	0.47	0.49				
岡山県内	0.51	0.48	0.49	0.45	0.46				
広島県内	0.46	0.47	0.44	0.43	0.46				
山口県内	0.49	0.47	0.48	0.45	0.45				

■フォローアップ

- 2月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等行い、次年度へ生かす。

2024年度の取組（中国地方整備局）

■平準化に向けた取組（中国地整）

- ・R6業務平準化目標（第4四半期35%以下）

履行期限	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
件数割合	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

※業務平準化率 = $\frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度全体の業務稼動件数}}$

- ・対象業務は、令和6年度に完了する（過年度発注業務を含む）測量、地質、土木関係コンサルタント業務（ただし、発注者支援業務や流量観測等の1年を通じて実施する業務を除く。）

※履行期限が令和7年度以降となる業務は対象としない。

(全国統一指標)

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む。

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R3実績	0.92	1.00	0.99	1.00	1.00	0.47
R4実績	0.82	0.82	0.78	0.94	0.95	48
R5実績	0.93	0.87	0.81	0.93	0.99	0.47

(中国ブロック独自指標)

⑨ウィークリースタンスの実施状況(履行状況の確認)

適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日としないことなど契約図書に明示し、取り組む

<取り組み方針>

■ウィークリースタンスの実施目標

◇中国地整

- ・令和元年度から全ての業務において、ウィークリースタンスを実施している。
- ・引き続き取り組みを継続する。

※達成状況は、受注者から提出される実施報告や建設コンサルタント協会へアンケート等を通じて確認し、結果を基に課題や問題点を確認し次年度へ生かす。

◇5県・市町村

- ・全ての業務において、特記仕様書へ記載し、ウィークリースタンスの実施を位置づけているか否かの確認を行う。

<令和5年度の達成状況>

	ウィークリースタンスの実施状況					
	R3年度		R4年度		R5年度	
国等	53%	9/17	53%	8/15	47%	8/17
鳥取県	50%	10/20	40%	8/20	45%	9/20
島根県	25%	5/20	40%	8/20	50%	10/20
岡山県	18%	5/28	21%	6/28	29%	8/28
広島県	21%	5/24	17%	4/24	17%	4/24
山口県	15%	3/20	35%	7/20	75%	15/20
全体	29%	37/129	32%	41/127	42%	54/129

受発注者のコミュニケーション【ウィークリースタンス】

1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目(案)について特記仕様書に記載し、打合せ(業務着手時)において当該業務で取り組む内容について協議する。

【ウィークリースタンス実施項目(案)】

1) ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項

- ・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
- ・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
- ・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。

2) 正規の勤務時間外に仕事をする事が前提とならないよう留意する事項

- ・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
- ・資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。
- ・勤務時間外(昼休憩含む)に掛かる打合せは行わない。【R6年度追加項目】

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。

ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

【働き方改革】ウィークリースタンスの徹底

働き方改革の推進！

～現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事に～

月	火	水	木	金	土	日	月
1 マンデー・ノービリオド ・月曜日を依頼の期限日としない 							
2 ウェンズデー・ホーム ・水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない ・水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌木曜日を期限日としない 							
3 フライデー・ノーリクエスト ・金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない 							

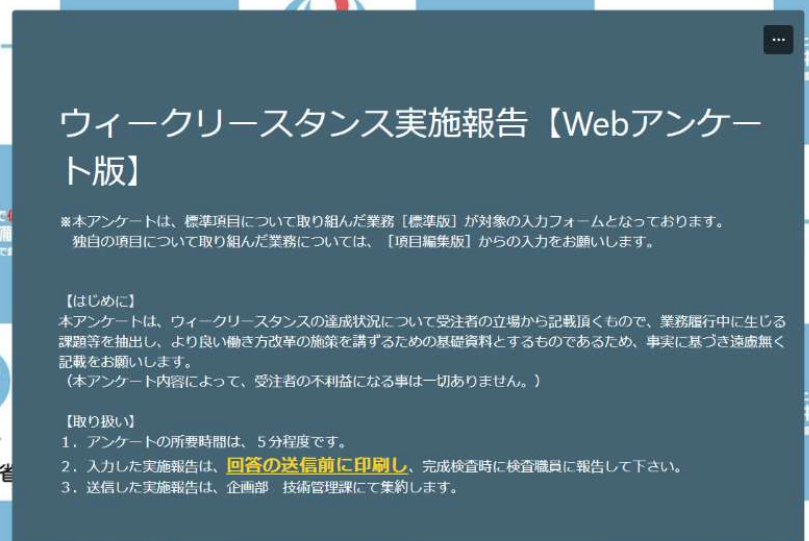
勤務時間外	勤務時間	昼休憩	勤務時間	勤務時間外
4 イブニング・ノーリクエスト ・資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない 				
5 ランチャイム・オーバーファイブ・ノーミーティング ・勤務時間外（昼休憩含む）に掛かる打合せは行わない 				

ウィークリースタンスの取り組み実施状況の確認

1. 工事・業務の受注者は、ウィークリースタンス実施報告Webアンケート(整備局HP)に入力した内容を印刷し、完了検査時に検査職員に報告する。
2. 検査職員は印刷された入力内容を確認
3. 整備局技術管理課が取り組み状況を集計し、周知を行う。

掲載先;中国地方整備局HP

<https://www.cgr.mlit.go.jp/consult/index.html>



ウィークリースタンス実施報告【Webアンケート版】

※本アンケートは、標準項目について取り組んだ業務【標準版】が対象の入力フォームとなっております。独自の項目について取り組んだ業務については、【項目編集版】からの入力をお願いします。

【はじめに】
本アンケートは、ウィークリースタンスの達成状況について受注者の立場から記載頂くもので、業務履行中に生じる課題等を抽出し、より良い働き方改革の施策を講ずるための基礎資料とするものであるため、事実に基づき遠慮無く記載をお願いします。
(本アンケート内容によって、受注者の不利益になる事は一切ありません。)

【取り扱い】
1. アンケートの所要時間は、5分程度です。
2. 入力した実施報告は、**回答の送信前に印刷し**、完成検査時に検査職員に報告して下さい。
3. 送信した実施報告は、企画部 技術管理課にて集約します。

必須
基本情報

